

2026



JA常陸の現況

JA常陸 REPORT



常陸農業協同組合

Hitachi Agricultural Co-operative

J A 綱 領

—わたしたちJAのめざすもの—

わたしたちJAの組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則(自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等)に基づき行動します。

そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新をはかります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは、

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. JAへの積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、JAを健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追求しよう。

はじめに

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

JA常陸は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「2026 JA常陸の現況」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年5月
常陸農業協同組合

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

JAのプロフィール

◇設 立	平成26年8月
◇本店所在地	茨城県常陸太田市山下町3889
◇出 資 金	73億6, 102万円
◇総 資 産	3, 382億4, 426万円
◇単体自己資本比率	15. 26%
◇組合員数	51, 081(法人、団体含む)
◇役員数	56人
◇職員数	1, 147人
◇支店・営農経済センター数	21支店・6営農経済センター

目 次

	ページ
基礎資料編	1
ごあいさつ	2
経営理念・行動指針	3
基本方針、経営管理体制	4
事業の概況(令和7年度)	5
事業活動のピックス(令和7年度)	10
農業振興活動	11
地域貢献情報	12
リスク管理の状況	15
自己資本の状況	24
系統セーフティーネット(貯金者保護の取り組み)	25
事業のご案内	26
協同会社	38
JAの概況・組織	39
沿革(あゆみ)	39
機構図	41
役員構成	43
組合員数	44
組合員組織の状況	45
地区一覧	47
店舗等のご案内	47
特定信用事業代理業者の状況	50
会計監査人の名称	50
経営資料編	51
決算の状況	52
貸借対照表	52
損益計算書	54
注記表	56
剰余金処分計算書	84
部門別損益計算書	86
会計監査人の監査	86
損益の状況	87
最近の5事業年度の主要な経営指標	87
利益総括表	87
資金運用収支の内訳	88
受取・支払利息の増減額	88
経営諸指標	89
利益率	89
貯貸率・貯証率	89
職員一人当たり及び一店舗当たりの指標	89
貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額	90
各事業の実績	91
信用事業	91
共済事業	100
購買事業	102
販売事業	103
保管事業	104
加工事業	104
利用事業	105
宅地等供給事業	105
その他の事業	106

目 次

	ページ
指導事業	107
直売事業(直売所・インショップ等)	107
自己資本の充実の状況編	108
自己資本の構成に関する事項	109
自己資本の充実度に関する事項	111
信用リスクに関する事項	116
信用リスク削減手法に関する事項	125
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	128
証券化エクスポージャーに関する事項	128
CVAリスクに関する事項	128
マーケット・リスクに関する事項	128
オペレーショナル・リスクに関する事項	128
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	129
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	131
金利リスクに関する事項	132
連結情報編	134
グループの概況	135
グループの事業系統図	135
子会社等の状況	135
連結事業概況(令和7年度)	136
最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	136
連結貸借対照表	137
連結損益計算書	139
連結キャッシュ・フロー計算書	141
連結注記表	143
連結剰余金計算書	171
農協法に基づく開示債権	171
連結事業年度の事業別経常収益等	171
連結自己資本の充実の状況	172
自己資本の構成に関する事項	173
自己資本の充実度に関する事項	175
財務諸表の正確性等にかかる確認	180
信用リスクに関する事項	181
信用リスク削減手法に関する事項	189
派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	191
証券化エクスポージャーに関する事項	191
CVAリスクに関する事項	191
マーケット・リスクに関する事項	191
オペレーショナル・リスクに関する事項	191
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	192
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	193
金利リスクに関する事項	193
法定開示項目掲載ページ一覧	194

基礎資料編

ごあいさつ

組合員、地域の皆さまには日頃からJA常陸の事業・組織運営についてご利用、ご参加をいただき心から感謝申し上げます。

令和7年度は高温障害と生産者の減少により2年続けて米価格が高騰し、「令和の米騒動」となりました。農家にとっては所得増となり、生産資材の高騰分の補てんや農機の更新等が出来たと思います。畜産では、肉牛・子牛の価格がやや回復したものの、引き続き苦しい経営環境が続いています。一方、ひたちなか地区ではサツマイモの基腐病が発生し、周辺農地を含めて行政と協力し土壤消毒を実施しました。

JAとしましては、米価格の下落防止や飼料交付金の国への要請、基腐病をはじめとする病虫害や高温対策についての営農指導の強化等、可能な限りの支援を行ってまいります。

他方、JA経営は管理費の圧縮により合併後12期連続の黒字となりました。しかしながら、金利の急上昇により保有している国債の評価が下がり、法律上の配当制限が適用されたため、今期は無配当となりました。令和8年度には、自己資本の強化や国債の入れ替えによる財務の健全化を図り、配当可能となるよう剰余金の拡大等、対策を強化してまいります。

令和8年度におきましては、米をはじめ各作目の販売強化による農家所得の増大を中心に取り組みます。また地域貢献部を中心に、各地区の地域活性化を目的とした新規作物の導入や新商品の開発等にも取り組みます。さらに、基腐病対策の強化や有機農業の拡大にも取り組みます。

課題も多く環境変化の激しい時代ですが、役職員が一丸となり3ヵ年運動に取り組んでまいりますので、ご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和8年5月



常陸農業協同組合

代表理事組合長 秋山 豊

経営理念・行動指針

●JA常陸の経営理念

農を通じて、真の豊かさ、真の生きがいを地域の人々とともに創出します。

●JA常陸の使命(ミッション)

「一人は万人のために、万人は一人のために」の精神に基づき、相互に助け合い、
支え合いながら地域社会の発展に貢献します。

多様な農業を守り、消費者に安全・安心な農畜産物・加工品を安定的に供給します。

地域住民・組合員の一步前を歩き、豊かさや夢のある暮らしを提案します。

●JA常陸の行動指針 ～3つのC～

Compliance[法令遵守]

一人ひとりがJA役職員としての自覚を持ち、コンプライアンスの徹底に努めます。

Communication[コミュニケーション]

対話と傾聴によって、組合員・利用者の声に真摯に耳を傾け、誠実に行動します。

Challenge[挑戦]

挑戦することを重んじ、絶えず新しい価値の創造を目指します。

基本方針

地域になくてはならないJAであり続けるために、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。改革の取り組みと成果については、対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげるPDCAサイクルを回して着実に実践してまいります。

I. 農業

食料供給の安定化に寄与する多様な担い手による多様な農業に取り組みます

- 優先課題1 担い手の確保・育成
- 優先課題2 環境に配慮した農業の展開
- 優先課題3 高付加価値化(ブランド化)への取り組み
- 優先課題4 食料安全保障強化への対応

II. 地域・くらし

地域に根ざした事業・活動を通じて地域住民や消費者とのつながり強化に取り組みます

- 優先課題1 消費者とのつながりづくり(JAファンづくり)
- 優先課題2 食農教育の展開

III. 組織・経営

組合員のニーズに基づいた組織・事業運営を展開するため組織・経営基盤の強化に取り組みます

- 優先課題1 人材確保・育成
- 優先課題2 組織基盤の強化
- 優先課題3 DXの推進
- 優先課題4 経営基盤の強化

IV. 情報発信

ターゲットを明確にしたうえで積極的かつ効果的な情報発信に取り組みます

- 優先課題1 組合員を含めた地域住民に対する広報

経営管理体制

◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

事業の概況(令和7年度)

◇経営環境と令和7年度の業況・事業実績・損益状況の概要

(1) 農林水産業情勢及び金融経済環境その他の組合を取り巻く環境

令和7年度は、米に揺れた1年でした。一昨年に発生した「令和の米騒動」の沈静化を図るため、政府は備蓄米を大量放出する事態へと発展しました。各地のスーパーでは古古古米を求める人々で長蛇の列ができ、外国産米の大規模輸入も行われました。その影響で一時的に米価は下落しましたが、7年産米は再び上昇。長らく低迷する米価に苦しんできた生産者にとっては、安心できる価格となった一方、消費者にとっては負担増となりました。今後は、生産者と消費者がともに納得できる適正価格の在り方が問われています。

高値となったのは米価だけにとどまらず、食料品全般やエネルギー価格にも波及し、さらに円安の影響による生産資材の高止まりも続いています。人件費の上昇も企業経営にとって大きな負担となり、倒産に追い込まれるケースも見受けられます。

また、酷暑や豪雨、豪雪などの気象災害にも引き続き悩まされた1年でした。加えて、熊の出没や大規模火災の発生など、新たな脅威も増加しています。特に熊による人身被害は過去最多となり、政府や自治体は「緊急銃猟」など従来にない対応を開始しました。

昨年は、戦後80年、昭和100年という節目の年でもありました。大阪で55年ぶりに2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)が開催され、2,557万人が来場しています。史上初の女性内閣総理大臣が就任し、高市新政権が発足。日経平均株価が最高値を更新し長期金利は上昇するなど、社会全体が大きな転換期を迎えました。

(2) 組合の当該事業年度における主要な事業活動の内容及び成果

営農・販売事業

近年の気象条件の変化は、農産物の生産に大きな影響を及ぼしています。令和7年産についても記録的な猛暑となり、全国的に梅雨明けが早く、統計開始以降で最も早い記録となった地域もありました。令和7年産米は、昨年の米価高騰の影響により、前年産に比べ全国的に作付面積が10万8,000ヘクタール増加しましたが、高温と水不足の影響で収量が不安視され、作付前から集荷競争が激化したことで、JAグループでも全国的に前年以上の概算金が設定されました。一方、米価高騰対策として政府備蓄米の放出や民間貿易による輸入量の急増により需給バランスが不安定となり、集荷中盤以降は米価が徐々に下落しました。こうした状況を踏まえ、今後は気象条件等の生産環境に適応した農業の推進と、弾力的な販売体制の構築が必要となっています。

販売事業の販売品取扱高は、計画対比112.5%の110億6,857万円となりました。販売事業総利益は、計画対比81.8%の3億9,662万円となりました。

購買事業

令和7年度は、原材料価格や物流費の高騰、異常気象の影響により、農業を取り巻く環境は厳しい1年となりました。このような中、組合員の営農継続と経営安定を最優先に、肥料・農薬の安定供給と適正価格での提供に努めました。生産資材関連分野では、適正施肥によるコスト低減と生産性向上を支援するため、土づくり促進特別対策、秋肥料特別対策、JA常陸独自の対策として年2回(3月・10月)「土壌診断の

無償化」を実施し、組合員負担の軽減を図ることができました。春肥料・農薬予約注文書では銘柄集約を行い、肥料早取予約値引き率の拡大、特別対策重点7品目を設け、価格上昇の影響緩和に取り組みました。また、営農情報は情勢に応じて常陸日和やホームページ等で継続的に発信しました。生活物資については、組合員の健康維持・増進を図るため、きこえの相談会や健康体感館を管内で実施しました。

供給実績は、計画対比107.7%の55億5,427万円となり、購買事業総利益については計画対比113.5%の6億1,848万円となりました。

信用事業

令和6年3月以降の日銀政策金利引き上げを受けて、他行との貯金獲得競争は過熱を続け、また、新NISAの開始後、「貯蓄から投資」のトレンドは更に加速し、JA貯金残高は総貯金・個人貯金とも減少に転じました。また、物価高騰や市場動向の急変等、厳しい環境ではありましたが、金融・経済・社会情勢の変化に対応するため、取引の質的向上や金利に左右されない安定的な貯金確保や利用者メイン化を通じて、農業資金・各種ローン・定期貯金・年金・JAネットバンク等の利用者基盤の拡充を図り、信用事業収益の確保に取り組みました。その結果、貯金残高は計画対比96.3%の3,157億4,678万円、貸出残高は計画対比100.8%の683億221万円となり、信用事業総利益は、計画対比104.7%の23億3,113万円となりました。

共済事業

組合員や利用者の皆様に安心と満足を提供するため「既加入者世帯への訪問活動」を実践し、組合員や利用者、次世代層との「ひと・いえ・くるま・農業」のつながる接点強化に取り組みました。「生命総合共済」「がん共済」「自動車共済」を重点に、あわせて「建物更生共済」の保障拡充や自動車共済見積りキャンペーン等を活用し、未加入組合員等との接点拡充に取り組みました。その結果、共済事業総利益は計画対比102.6%の12億1,177万円となりました。

その他の事業

加工事業では、多角的な販路の拡大に努めるため、新たな取引先への商談を積極的に展開しました。SNSやインターネット広告を活用したショッピングサイトの集客促進、ジェラート新商品「恵みの和栗」の開発、また管内直売所や地域イベントと連携した加工品の販売促進に取り組むことで、加工事業総利益は計画対比98.2%の1億527万円となりました。

直売所事業では、栽培履歴の記帳徹底と残留農薬検査の実施により、安全・安心な農産物の販売拡大を進めるとともに、各直売所において定期的なイベントを開催することにより集客向上を目指しました。9月からは店舗ごとの新米フェアや里美ヨーグルトの店頭販売など、PR活動も積極的に行いました。各店舗とも新規商品開発に積極的に取り組み、道の駅ひたちおおた黄門の郷では新商品「おいモンブラン」「栗くりモンブラン」、直売所土からのたより及び道の駅かさま直売所みどりの風ではJA女性部が開発したさつまいもペーストを使用した「さつまいもツナマヨサラダ」「さつまいもようかん」の販売を行うなど販売促進に取り組み、直売所事業総利益は計画対比125.7%の1億5,866万円となりました。

葬祭事業では、利用者一人ひとりに寄り添った安心・信頼される葬儀の提供を心掛けてきました。令和7年度は新たに提灯供養祭を開催するなど、JA葬祭の認知向上と利用促進に努めましたが、葬儀の小規模化や管内火葬件数の減少といった社会環境の変化の影響を受け、葬祭事業総利益は計画対比83.1%の7億8,945万円、葬儀取扱件数は計画対比88.7%の1,686件となりました。

介護福祉事業では、地域の高齢者福祉の充実を目的に、デイサービス、訪問介護、居宅介護支援を中心とした事業を展開しました。デイサービスでは機能訓練やレクリエーションの充実、感染対策の継続により、安心して利用できる環境づくりに努めました。また、訪問介護を通じてサービスの質を向上させ、居宅介護支援では自立支援を重視したケアプラン作成と関係機関との連携強化を進め、福祉事業総利益は計画対比 130.4%の 3,521 万円となりました。

地域活性化の取り組みとしては、子ども食堂の継続的開催に加え、新たに民泊サポート事業を展開しました。民泊事業における対外的 PR の展開ならびに地域的 PR に取り組み、農協観光講師による民泊事業セミナーも実施しました。

事業管理費は、設備投資にともなう減価償却費の増加等により施設費等が増加しましたが、職員の退職等による人件費の減少により計画対比 94.5%の 53 億 1,370 万円となりました。

以上により、事業利益 4 億 9,138 万円(計画対比 292.5%)、経常利益 6 億 943 万円(計画対比 250.5%)となりました。税引後当期剰余金は 1 億 4,064 万円(計画対比 166.2%)となりました。

◇ 決算概況をふまえ対処すべき組合の課題

(1) 不断の自己改革に関する取り組み

当組合の基本方針として、「多様な担い手による多様な農業と食料供給の安定化寄与」「地域住民や消費者とのつながりの強化」「組合員ニーズに基づいた組織・事業運営展開のための組織・経営基盤の強化」「積極的かつ効果的な情報発信」を掲げ、この実現に向けて不断の自己改革を実践します。

また「3カ年計画兼自己改革工程表」において、農業所得の増大に向けた取り組みや准組合員の意思反映及び事業利用についての方針を策定して実施しています。

(2) 不祥事の発生を踏まえた再発防止策の取り組み実践

当組合は、現在、茨城県から農業協同組合法第 93 条第 1 項に基づく「報告徴求命令」、全国農業協同組合中央会から「取組指標を満たしていない JA」および農林中央金庫から JA バンク基本方針に基づく「要改善 JA(不祥事点検基準)」の指定を受けております。

当組合の役職員は、組合員ならびに利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくため、引き続き内部統制の構築・運用に努め、コンプライアンス遵守を最優先に掲げ、「不祥事再発防止策」の取り組みを実践して参ります。

(3) マネロン・金融犯罪対策への取組強化について

昨今、様々な金融犯罪が発生し、その手法や手口も巧妙かつ高度になってきております。また、国際的に金融機関が取り組まなければならない課題として、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策(以下「マネロン対策」)の重要性が益々高まっております。マネロン・金融犯罪対策に取り組むことは、信用事業を営む当組合の責務でもあります。

当組合では、金融機関としての信頼性を確保するため、そして、お客様の大切な財産を金融犯罪から守りするために、マネロン・金融犯罪対策の取り組みを重要な経営課題と位置づけて、一層力を入れて取り組んで参ります。

(4) 有価証券評価損への対応

令和8年度において約120億円分の有価証券の入替を実施することにより、有価証券評価損を削減及び安定的な利息収入を確保し、安定経営を目指します。

◇ 令和7年度決算の概要と主要業務の概況

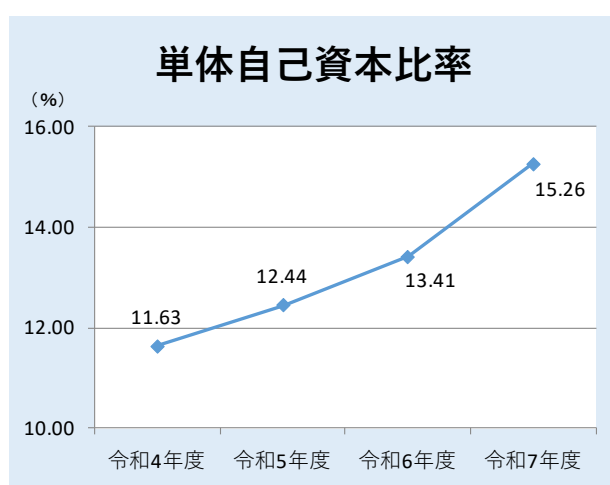
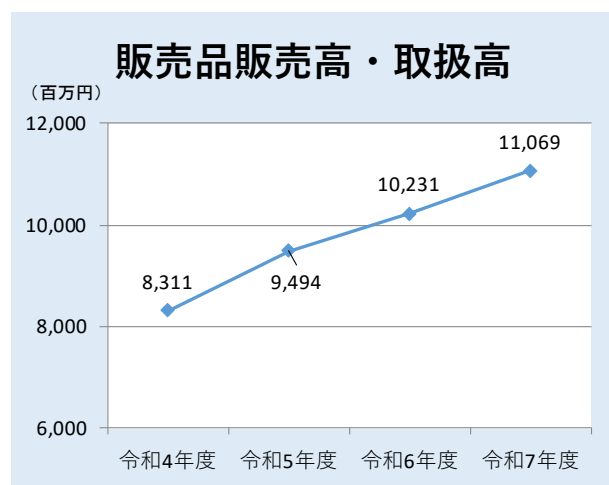
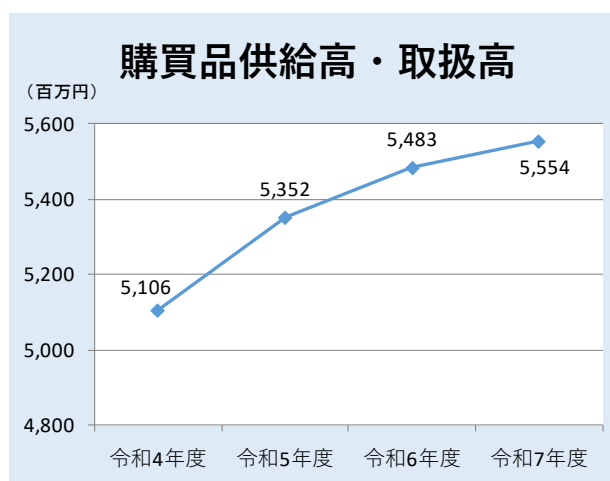
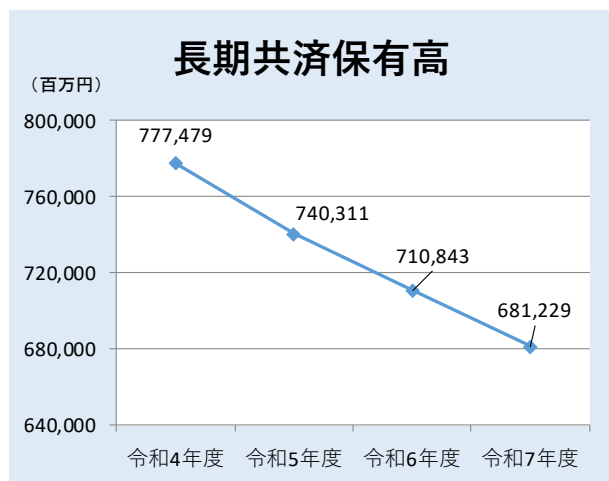
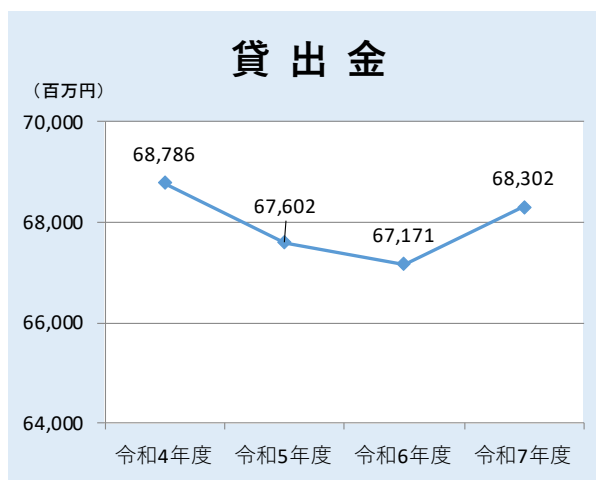
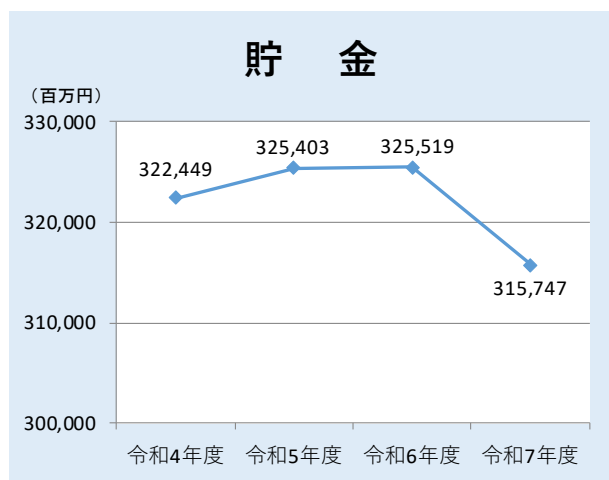
資産・負債の状況

総資産は3,382億4,426万円、負債は3,255億4,720万円、純資産は126億9,706万円となりました。

損益の状況

事業総利益は58億508万円、事業管理費は53億1,370万円、事業利益は4億9,138万円となり、税引後当期剰余金1億4,064万円を計上しました。

主要業務別実績



事業活動のトピックス(令和7年度)

◇JAとつながる農業体験開催

住宅ローン利用者との関係性強化を目的に、11月上旬、常陸大宮市内のほ場で有機農作物の収穫体験を開催しました。当日は30世帯・約110名が参加し、有機栽培のサツマイモやニンジンの収穫を楽しみました。

体験を通じてJAとのつながりを深め、地域農業やJA事業へのさらなる理解促進を図ります。この取り組みは今後も続けていきます。



◇有機栽培モデルほ場の設置

「みどりの食料システム戦略」の目標達成に向け、JA常陸では令和5年度から常陸大宮市において有機水稻の栽培に取り組んでいます。

有機栽培の価値向上や理解促進のため、7年度はひたちなか市に甘藷、那珂市に水稻のモデルほ場を設置し、技術指導や近隣農家への情報発信を強化しました。

那珂市のほ場で生産された米は市へ寄贈し、学校給食で提供されました。

◇AI活用で予約注文を一元管理

手書きの春肥料や農薬の予約注文書を人工知能(AI)を使った光学式文字読み取り装置(OCR)でデジタル化し、本店で一元的に処理する仕組みを導入しました。

DX推進の取り組みの一環で、注文書をスキャンして自動でデータ化・集計し、端末へ一括登録できるようになり、業務の効率化と精度の向上を実現しました。

今後は部会向けの予約注文書や米の予備予約などへの活用も検討しています。



農業振興活動

◇パルシステムと産直提携

持続可能な農業と、産地と消費者が支え合う地域社会の実現を目指し、パルシステム生活協同組合連合会と米の安定供給を目的とした協定を締結しました。

産直協定に基づき令和7年産コシヒカリを供給し、取引を開始しました。

今後も継続的な取引関係により生産者が安心して農業を続けられる環境を整え、安全で高品質な米を消費者に届ける体制を築いていきます。



◇栗ブランド力向上へ新施設稼働

笠間市に新たな栗選果施設が竣工し、9月から本格稼働を開始しました。

カメラ式自動選果機を導入することで、栗の大きさを自動選別し、品質の均一化と選別作業の効率化が格段に向上しました。

消費者や市場の需要に応じて、栗を安定的に供給する体制を整え、今後は取扱量の拡大とブランド力のさらなる向上を目指します。

◇休耕田で花ハス栽培開始

農地再生と農業者の収入源確保を目的に、休耕田を再整備し花ハスの栽培を開始しました。花ハスはお盆用の花としての出荷に加え、景観を彩る観光資源としても期待されています。

日立市の再整備したほ場約15aに約50本の苗を5月中旬に定植。その後は近隣の農家が管理をし、見事な花を咲かせました。令和8年度からは出荷を予定しています。



地域貢献情報

◇地域貢献情報

□全般に関する事項

当JAは、ひたちなか市、東海村、那珂市、笠間市、城里町、常陸大宮市、大子町、常陸太田市、北茨城市、高萩市、日立市を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の皆さまが組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、共に発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織です。地域農業の活性化に寄与する地域金融機関としての役割を果たしています。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。資金を必要とする組合員の皆さまや地方公共団体にもご利用いただいております。地域の発展に貢献しています。

当JAは、地域の一員として農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて事業を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能やサービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として農業や助け合いを通じた社会貢献にも努めています。

□地域からの資金調達状況

当JAの令和8年1月末の貯金残高は、3,157億4,678万円となっており、組合員や利用者の皆さまのニーズに応えるため、定期貯金や定期積金に関する各種キャンペーンを実施しています。

さらに、年金受給者で組織される「年金友の会」では、グラウンド・ゴルフ大会や旅行等のイベントを開催しています。

□地域への資金供給の状況

(1)貸出金残高

令和8年1月末の貸出金残高は683億221万円となっています。そのうち組合員向けの貸出金が614億6,329万円、地方公共団体等向けの貸出金が55億4,368万円です。

(2)制度融資取扱状況

地域農業の振興や農業経営の維持・安定、さらには生産拡大に必要な資金を低利で融資する「農業近代化資金」や「アグリマイティー資金」を取り扱っております。また、認定農業者の方には、JAグループと茨城県が利子助成を行い、金利が0%となる「新認定農業者育成特別資金」もご利用いただけます。

(3)地域の農業者等の資金ニーズへの取り組み

組合員をはじめとする地域の皆さまの暮らしの発展に寄与するため、「住宅ローン」「マイカーローン」「教育ローン」「カードローン」など、さまざまな融資商品をご用意しております。

また、農業者の経営状況や作物に応じた資金需要に的確に対応するため、既存資金の利用拡大と併せて、多様な資金メニューの提供にも取り組んでおります。

□文化的・社会的貢献に関する事項

(1) 文化的・社会的貢献に関する事項

地域に根ざした社会貢献活動に積極的に取り組んでいます。地域交流の拠点となるレインボーサロンやこども食堂「スワン食堂」の運営、管内の学校・団体への寄贈活動などを通じ、地域とのつながりを深めています。さらに、農業体験やイベント等を通じた食育活動や組合員の健康診断・事後指導といった健康サポートまで、地域の暮らしに寄り添う多彩な活動を展開しています。



(2) 利用者ネットワーク化への取り組み

利用者のネットワーク化として、年金友の会を通じてグラウンド・ゴルフ大会の開催を行い、地域の活性化を図っています。



(3) 情報提供活動

組合員をはじめ、地域住民や消費者の食料・農業への理解醸成のため、広報誌「常陸日和」や地域情報誌「だいすき常陸」、公式サイトや公式SNS(X、Facebook、Instagram)等の多様なメディアを用いて情報発信を行っています。公式ショッピングサイトでは特産品を全国の消費者にお届けするだけでなく、商品の魅力や特色に関する情報も発信しています。

公式サイト：<https://www.ja-hitachi.jp/>

公式ショッピングサイト：<https://ja-hitachi.sanchoku-prime.com/>

(4) 環境問題への取り組み状況

「みどりの食料システム戦略」の目標達成に向け、当JAでは従来の化学肥料を使用した慣行農法に加え、有機農業にも取り組んでいます。化学肥料・農薬を使用せずに環境への負荷をできる限り低減した有機米を栽培し、管内の学校給食に提供しています。また、有機農業についての価値向上や理解浸透、有機農産物の消費拡大に向けて取り組んでいます。



□事業継続計画(BCP)への取り組み

【基本方針】

常陸農業協同組合は、災害時においても事業継続を行うことに最大限努め、以下に定める基本方針に基づき行動することをここに宣言します。

(1) 人命保護を最優先し、被害を最小化するよう努めます

当組合は、災害時において組合員、地域住民、役職員の安全を最優先に行動し、災害による二次的な被害が拡大しないよう、最大限の努力を行います。

(2) 備蓄の確保や訓練を徹底し、事前の備えに努めます

当組合は、災害時に必要な設備、物資を備え、役職員が適切に行動するために権限を明確にし、組合の定める事業継続計画に則って行動できるよう周知します。

(3) 重要な業務を継続し、社会的責任を果たすよう努めます

当組合は、災害時における社会的責任を果たすため、多様な利害関係者と連携し、災害時にも継続すべき業務を遂行できるよう事業継続計画を定めます。

【訓練】

令和7年7月にJAグループ茨城BCP統一訓練として、地震発生を想定した事業(経済・信用・共済)の業務継続訓練を実施しました。また、当JAとしては、役職員の災害時緊急連絡網による電話確認や役職員の安否・施設の被害状況確認および施設のアイテム確認を実施しました。

◇地域密着型金融への取り組み(中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む)

□農業者等の経営支援に関する取組方針

農業及び地域金融における円滑な資金供給を最も重要な社会的役割のひとつと位置づけ、その実現に向けて取り組んでおり、金融円滑化にかかる基本方針として次のとおり制定しています。

《金融円滑化にかかる基本方針》

常陸農業協同組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、取り組んでまいります。

□農業者等の経営支援に関する態勢整備

当JAは、金融円滑化にかかる対応措置を適切に把握し、対応するため必要な事項を定めています。

- ・利用者の経営実態を踏まえて、適切に新規融資や条件変更等を行うことの確保・債務者の経営実態を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うことの確保
- ・与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関し、利用者に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保
- ・経営者保証に関するガイドラインに基づく適切な対応を含め、その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要な措置が適切に行われることの確保

□ライフサイクルに応じた担い手支援

(1)新規就農者の支援

当JAでは、新規就農者の経営と生活をサポートするため、日本政策金融公庫の青年等就農資金の相談窓口となっております。

(2)負債整理資金による経営支援

当JAでは、農業者の経営再建を支援するため、農家負担軽減支援特別資金などの負債整理資金を取り扱っています。

□経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

当JAは、担い手金融リーダーを設置しており、担い手農業者からの資金需要に対応できるように取り組んでいます。また、農業融資機能強化に向けた取り組みをサポートすべく組合員宅や農業法人への同行訪問、借入相談のバックアップ等を実施しています。さらに、農業者の多様なニーズに応えていくため、信用・営農経済事業等との連携を強化し、担い手金融リーダー会議・情報交換会議等を開催しています。

リスク管理の状況

◇リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

さらに、昨今の国際情勢を踏まえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスク等をいいます。

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務等について事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備しています。また、各部に事務リーダーを設置し、事業所の巡回点検や指導を行うほか、所属長による自主検査や自店検査、さらには所属長等によるクロスチェック(他事業所の現金精査の点検等)を実施し、事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「JA事業継続計画(BCP)」を策定しています。

◇法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

【前文】

- JA常陸は、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- JA常陸は、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当組合は、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当組合の役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当組合は、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当組合は、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与えるマネー・ローンダリング等および反社会的勢力等に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門に各業務の主管部署・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

◇業務の適性を確保するための体制

当 JA では、法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆様に安心して組合をご利用いただくために、内部統制システム基本方針を策定しております。

当 JA の適切な内部統制の構築と運用に努めております運用状況につきまして開示をさせていただきます。

内部統制システム基本方針

平成 31 年 2 月 1 日制定
令和 5 年 3 月 1 日改訂
令和 6 年 3 月 1 日最終改訂
常陸農業協同組合

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会が JA グループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
- ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。

<運用状況について>

- ・組合の基本理念(経営理念)の実践として、役職員の使命(ミッション)と行動指針を定め、日々の朝礼や定期的な研修会の開催を通じて、コンプライアンス意識の向上に努めています。
- ・マネロン・金融犯罪対策への取組強化のため、トップメッセージを当組合の情報誌やホームページ等で発信し、役職員の意識改革を通じたマネロン・金融犯罪対策の取組強化に取り組んでいます。
- ・業務分掌等により各理事の所管業務を明らかにし、各理事のもと内部統制の構築・運用を行うことを明確にしたうえで、諸規程の整備・運用を実施しています。

・自主(自店)検査、内部監査の実施、ヘルプラインの設置・運営により、不法行為の未然防止・早期発見に努めています。さらに、監事による監査が実施されています。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- ③ サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。

<運用状況について>

・文書管理規程に基づき、職務執行に係る文書情報を適切に保存・管理しています。

・情報セキュリティ基本方針および個人情報保護方針、関連規程等に基づき、重要情報を一元的に管理し、重要性に応じてリスクへの対応を図っています。また、情報セキュリティ対策として、インターネット接続環境と業務ネットワークの分離、ホームページ Web サイト改ざん検知の導入、連絡体制の構築およびセキュリティ機器等の脆弱性管理を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

<運用状況について>

・JAを取り巻くリスクについては、ALM委員会、コンプライアンス委員会等の各種会議体を通じて協議・情報共有を図り、理事会で定期的に協議・検討を行っています。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

<運用状況について>

・職制規程の適宜見直しにより、業務分掌、指揮命令系統を明文化し、役職員は職務の執行を効率的に遂行しています。また、中期経営計画および事業計画を策定し、その進捗状況を月次で把握しています。

・人事労務教育基本方針を策定し、中長期的な視点から人材育成に取り組んでいます。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

＜運用状況について＞

- ・監事監査を実効性のあるものとするため、理事と監事は、業務の運営や課題等について、定期的に協議を行っています。
- ・内部監査部署は、監事との緊密な連携を通じて、監事監査の実効性確保を支援しています。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

＜運用状況について＞

- ・各業務における規程や業務マニュアル等を整備、準拠して業務を行っています。
- ・子会社管理規程を制定し、経営計画及び経営戦略策定の指導・助言を行うとともに、業務の遂行状況を適正に把握・評価し、必要な指導・助言を行っています。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

＜運用状況について＞

- ・経理規程等を整備し、適切な会計処理の選択、会計上の見積りを行うことに努めており、適切な財務報告を作成する体制を構築するため、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努めています。
- ・法令の定めに基づき、ディスクロージャー誌等を通じて財務情報の適時・適切な開示に努めています。

8. 県中央会の業務監査、経営相談との連携

当組合の適切な内部統制の構築・運用をはかるため、県中央会の業務監査、経営相談と連携する。

＜運用状況について＞

- ・県中央会の業務監査、経営相談と適宜連携し、内部統制システムに関する重大なリスクの把握と改善および内部監査の品質向上に取り組んでいます。また、経営上の各種課題について、県中央会からの情報提供及び経営相談により早期にリスクを認識し、課題解決に努めています。

◇金融 ADR 体制への対応

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

【信用事業】

電 話:0294-72-9128

受付時間:午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

【共済事業】

電 話:0294-72-9133

受付時間:午前8時30分～午後5時(金融機関の休業日を除く)

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター

電 話:03-3581-0031

受付時間:午前9時30分～午後4時(正午～午後1時を除く)

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

第一東京弁護士会仲裁センター

電 話:03-3595-8588

受付時間:午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

第二東京弁護士会仲裁センター

電 話:03-3581-2249

受付時間:午前9時30分～午後5時(正午～午後1時を除く)

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

①の窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)

(電話:03-6837-1359・受付時間:午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く))

にお申し出下さい。

なお、上記弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

- ①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
- ②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。
- ※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は一般社団法人JAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせ下さい。

・共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

(公財)日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

(公財)交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

(<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>)

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の当 JA 苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

◇内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、組合のリスクを評価し、JA各支店・事業所のすべてを対象としたリスクアプローチ監査等を内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年1月末における自己資本比率は、15.26%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	常陸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,361 百万円（前年度 7,158 百万円）

当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

系統セーフティーネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

事業のご案内(信用事業)

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

また、万が一JAの経営基盤が弱くなった場合でも、JA系統金融は独自の信用事業相互援助制度や貯金保険機構を通じ、貯金者の皆さまへのご迷惑を最大限回避する仕組みが整っています。

◇ 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

□当JAの主な取扱商品 (令和8年4月1日現在)

種 類	特 色	預入期間	預入単位等
普通貯金	自由に預入、払戻ができ公共料金の自動支払い、年金・給与などの自動受け取りなどにご利用いただけます。	期間と出し入れ自由	お預入れは1円以上 1円単位
総合口座	1冊の通帳に「借りる」・「使う」・「貯める」の3機能がセットされています。普通貯金に定期貯金をセットすることで自動融資機能を持たせた大変便利な通帳です。	期間と出し入れの自由	お預入れは1円以上 1円単位 ご融資利率 セットされた定期貯金の 利率プラス0.5%
スーパー定期	満期日を自由に設定でき、とても身近な定期貯金(商品)です。	1か月以上5年未満	お預入れは1円以上 1円単位
大口定期貯金	大口資金の運用に有利で安全確実な商品です。	1か月以上5年未満	お預入れは1,000万円以上 1円単位
定期積金	目標式と定額式があり、ご計画にあわせて毎月一定額を一定期間、無理なくコツコツと蓄える貯金です。	6か月以上5年未満	掛込額は1,000円以上 1円単位

(注)金利はいずれも店頭に表示されています。

ご貯金やご融資などの商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービス内容についてお問い合わせいただくなど、ご確認のうえご利用下さい。

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

□当JAの主な取扱商品 (令和8年4月1日現在)

種 類	お使いみち	ご利用 いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	返済方法	保証	担保
多目的ローン	使途自由(生活に必要な資金)	18歳以上75歳未満 最終返済時満80歳 未満の方	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内	元利均等 返済	茨城県 農業信用 基金協会 の保証	不要
マイカーローン	自動車の購入等 他行からの 借換資金	18歳以上75歳未満 最終返済時満80歳 未満の方	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 15年以内			
教育ローン	入学金・授業料 等の学費他	18歳以上の方で 最終返済時満80歳 未満の方		6ヶ月以上 最長15年 以内			
農業ローン	営農に必要な資金	18歳以上の方で 最終返済時満71歳 未満の方	10万円以上 300万円以内	6ヶ月以上 5年以内			
住宅ローン	住宅・土地に関する 資金	18歳以上66歳未満 の方で最終返済時 満80歳未満の方	50万円以上 1億円以内	3年以上 50年以内	元利均等 返済 元金均等 返済	融資対象物件 及びその敷地	

(注)上記の他にもお客様の要望にお応えできる各種ローンをご用意いたしております。また、ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご留意のうえご利用下さい。

(詳しくは窓口にてご確認ください。)

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務及びサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

全21支店中10支店において、国債(新窓販国債、個人向け国債)の窓口販売の取り扱い、国債の保護預かりの業務を行っております。また、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

信用事業手数料一覧(令和8年4月1日～)

※各種手数料には消費税が含まれています。

■為替手数料一覧

◆窓口取引による手数料(消費税込)

項目		手数料金額	
振込手数料	同一店内・本支店間・系統金融機関あて	1件につき	660円
	他金融機関あて	1件につき	990円
代金取立手数料	電子交換所取立	1通につき	880円
	個別取立	1通につき	1,100円
その他諸手数料	振込の組戻料	1件につき	990円
	振込の訂正料	1件につき	990円
	不渡手形返却料	1通につき	1,100円
	取立手形組戻料	1通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料	1通につき	1,100円
	ただし、1,100円を超える取立費用を要する場合は、その実費とする。 離島回金料		

◆自動化機器取引による振込手数料(消費税込)

取扱カード	振込先	手数料金額	
県内JA キャッシュカード	自店内	無料	
	本支店間・系統金融機関	1件につき	330円
	他金融機関	1件につき	550円
上記以外の キャッシュカード	自店内	無料	
	本支店間・系統金融機関	1件につき	330円
	他金融機関	1件につき	550円

◆定時自動送金による手数料(消費税込)

	振込先	手数料金額	
振込手数料	自店内	無料	
	本支店間・系統金融機関	1件につき	330円
	他金融機関	1件につき	440円

※定時自動送金には別途口座振替手数料が55円かかります。

◆FD・MT・ファイル伝送による総合振込手数料

	振込先	手数料金額	
振込手数料	自店内	無料	
	本支店間・系統金融機関	1件につき	220円
	他金融機関	1件につき	440円

◆JAデータ伝送サービス(ADP)による手数料(消費税込)

月額基本料	5,500円/月
任意ファイル転送サービス	33,000円/月

※振込手数料、総合振込手数料、給与・賞与振込手数料については、「法人JAネットバンキング取引による手数料」の各項目に準ずる。

◆媒体持込手数料(消費税込)

口座振込・口座振替のための媒体持込1回あたり	11,000円
------------------------	---------

◆決済手数料(消費税込)

	法人JAネットバンキング・ JAデータ伝送サービス(ADP)	媒体・データ伝送	帳票
口座振込手数料	55円	77円	165円
口座振替手数料	55円	77円	165円
口座確認手数料	33円	33円	—

■「JAネットバンキング」ご利用手数料及びサービス内容

◆サービス利用手数料無料となります。

◆サービス内容

ご利用内容	
残高照会	事前に申し込みいただいたご利用口座のご照会時点の残高がご照会いただけます。
入出金明細照会	事前に申し込みいただいたご利用口座の入金明細(最大3ヶ月)がご照会いただけます。
振込	事前に申し込みいただいたご利用口座から、当JAを含む全国のJA本支店および他行の国内支店への振込(電信扱い)がご利用いただけます。

◆振込手数料(消費税込)

	振込先	手数料金額
振込手数料	自店内	無料
	本支店間・系統金融機関	1件につき 220円
	他金融機関	1件につき 275円

■「法人JAネットバンキング」ご利用手数料及びサービス内容

◆サービス利用手数料(消費税込)

基本サービス	1,100円/月
基本サービス + データ伝送サービス	3,300円/月

◆振込手数料(消費税込)

	振込先	手数料金額
振込手数料	自店内	無料
	本支店間・系統金融機関	1件につき 220円
	他金融機関	1件につき 440円

◆振替手数料無料となります。

◆総合振込手数料(消費税込)

	振込先	手数料金額
振込手数料	自店内	無料
	本支店間・系統金融機関	1件につき 220円
	他金融機関	1件につき 440円

◆給与・賞与振込手数料(消費税込)

	振込先	手数料金額
振込手数料	自店内	無料
	本支店間・系統金融機関	1件につき 110円
	他金融機関	1件につき 330円

■自動化機器による取引先手数料

※祝(休日)には、1月2日、1月3日を含む。

※12月31日が月～金曜日の場合は土曜日扱いとする。

(1)農協内貯金ネット、県内農協貯金ネット、全国農協貯金ネットによる利用の場合

区分	ご利用時間	支払・入金		
		農協内ネット (自店含む)	県内ネット	全国ネット
平日	8:00～ 8:45	無料	無料	無料
	8:45～18:00	無料	無料	無料
	18:00～21:00	無料	無料	無料
土曜	8:00～ 8:45	無料	無料	無料
	8:45～14:00	無料	無料	無料
	14:00～21:00	無料	無料	無料
日曜	8:00～21:00	無料	無料	無料
祝(休日)	8:00～21:00	無料	無料	無料

(2)業態間(MICS)提携, JFマリンバンク提携による利用の場合

区分	ご利用時間	支 払		
		業態間提携	うち三菱UFJ銀行	JFマリンバンク提携
平日	8:00～ 9:00	110円	8:00～8:45 110円	無料
	9:00～18:00	110円	8:45～18:00 無料	無料
	18:00～21:00	220円	110円	無料
土曜	8:00～ 9:00	220円	110円	無料
	9:00～14:00	110円	110円	無料
	14:00～21:00	220円	110円	無料
日曜	8:00～21:00	220円	110円	無料
祝(休)日	8:00～21:00	220円	110円	無料

■郵貯提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードにより郵貯のATMを利用して現金の払い出し(支払取引)・預け入れ(入金取引)が行われた場合の手数料。

区分	ご利用時間	料金基準	手数料金額
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき	220円
	8:45～18:00	取引1件につき	110円
	18:00～21:00	取引1件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき	220円
	9:00～14:00	取引1件につき	110円
	14:00～21:00	取引1件につき	220円
日曜日	8:00～21:00	取引1件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき	220円

■セブン銀行提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりセブン銀行のATMを利用して現金の払い出し(支払取引)・預け入れ(入金取引)が行われた場合の手数料。

区分	ご利用時間	料金基準	手数料金額
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき	220円
	8:45～18:00	取引1件につき	110円
	18:00～21:00	取引1件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき	220円
	9:00～14:00	取引1件につき	110円
	14:00～21:00	取引1件につき	220円
日曜日	8:00～21:00	取引1件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき	220円

■コンビニATM2社提携による取引先手数料

当組合発行のキャッシュカードまたはローンカードによりコンビニATM2社(株式会社イーネット・株式会社ローソン銀行)が設置するATMを利用して現金の払い出し(支払取引)・預け入れ(入金取引)が行われた場合の手数料。

区分	ご利用時間	料金基準	手数料金額
平日	8:00～ 8:45	取引1件につき	220円
	8:45～18:00	取引1件につき	110円
	18:00～21:00	取引1件につき	220円
土曜日	8:00～ 9:00	取引1件につき	220円
	9:00～14:00	取引1件につき	110円
	14:00～21:00	取引1件につき	220円
日曜日	8:00～21:00	取引1件につき	220円
祝(休)日	8:00～21:00	取引1件につき	220円

■手形帳・小切手帳交付、通帳・証書再発行等(消費税込)

項目	料金基準	手数料金額	備考
ICキャッシュカード発行	1枚につき	無料	
クレジット一体型ICキャッシュカード発行	1枚につき	無料	
通帳再発行	1冊につき	1,100円	盗難、紛失等貯金者からの依頼に基づき再発行分
証書再発行	1冊につき	1,100円	
キャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
ICキャッシュカード再発行	1枚につき	1,100円	
クレジット一体型ICキャッシュカード再発行	1枚につき	550円	
残高証明書発行	定例発行	1通につき	
	都度発行	1通につき	1,100円
	お客様指定様式	1通につき	3,300円
取引履歴明細表発行	1年につき	550円	
取引履歴明細表発行	1か月につき	55円	1年未満の場合
その他各種証明書発行	1枚につき	550円	
地公体税金納付取次	1枚につき	550円	

(※)残高証明書発行手数料について、定例発行、都度発行は、当組合様式での発行となります。
お客様指定様式とは、当組合様式によらず会計監査人等、お客様が指定する様式での発行となります。

■円貨両替手数料(消費税込)

両替枚数	1枚～ 100枚	101枚～ 300枚	301枚～ 500枚	501枚～ 1,000枚	1,001枚～
手数料金額	無料	330円	330円	440円	1,000枚毎に 330円加算

※両替枚数は、持参現金の合計枚数が受け取る合計枚数のいずれが多い方の枚数と致します。
ただし、一万円札は取扱枚数に含みません。
また、同一金種への新券への交換、損券・損貨の交換、記念硬貨の交換については 無料となります。

■金種指定払戻手数料・店頭硬貨整理手数料(消費税込)

入出金枚数	1枚～ 100枚	101枚～ 500枚	501枚～ 1,000枚	1,001枚～
手数料金額	無料	無料	330円	1,000枚毎に 330円加算

※入出金枚数は、持参現金の合計枚数が受け取る合計枚数のいずれが多い方の枚数と致します。ただし、一万円札は取扱枚数に含みません。また、国税、県税、市税の納付の場合は手数料は無料となります。

■未利用口座にかかる管理手数料(消費税込)

2021年10月1日以降に開設され、2年間ご利用のない残高10,000円未満の「未利用口座」を対象とする管理手数料。

商品	手数料金額
普通貯金口座(一般・総合・営農・こども) 貯蓄貯金口座	1,320円

事業のご案内(共済事業)

JA共済は、『相互扶助(助け合い)』を事業理念としています。

～人と人との「絆」を深めたい～

「一人は万人のために、万人は一人のために」の精神に基づき、農家組合員・利用者の皆さまに「安心」と「満足」を提供します。

◇組合員・利用者の皆さまとのつながりの強化

JA共済では、「安心は会うことから始まります」を合言葉に、LA(ライフアドバイザー)が組合員・利用者の皆さまへ一軒一軒訪問し、コミュニケーションの強化を図り、ニーズを踏まえた保障提供に取り組んでおります。3Q訪問活動を通じて、皆さまに「安心」と「満足」の提供を行っております。



◇ひと・いえ・くるまの総合保障の提供

JA共済は、組合員・利用者の皆さまの生活全般に潜むリスクに幅広く対応するため、生命と損害の両分野の保障を提供しています。一人ひとりのライフスタイルにあった保障を提供することで、皆さまの暮らしのパートナーとして「安心」と「満足」をお届け致します。

◇支払査定サービスの強化

組合員・利用者の皆さまへのサービスを充実させるため、自動車共済については、24時間365日の事故受付対応を行っています。

さらに、夜間休日現場急行サービスや、レッカー・ロードサービスなども実施しております。

入院・手術・死亡時のご請求や火災・落雷・自然災害のご請求も迅速・丁寧な対応を心掛け取り組んでおります。

事故の時には

24時間・365日、フリーダイヤルで事故の受付やアドバイスを実施しています。


0120-258-931

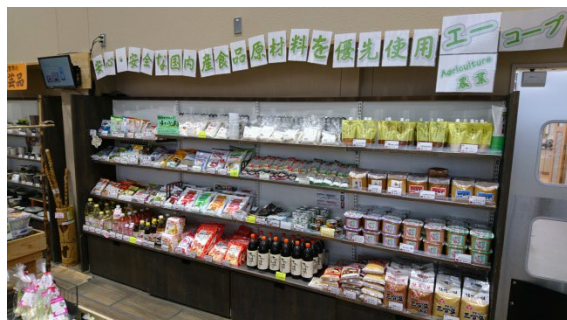
※携帯電話・PHSからご利用いただけます。

事業のご案内(購買事業)

購買事業は、農作物の生産に必要な生産資材や毎日の暮らしに欠かせない生活物資を、組合員や地域の皆さまに提供する事業です。

◇生産資材

肥料・農薬・飼料・保温資材・包装資材・種苗など、農作物生産に必要な資材を、予約購買を基本に良質で安価な資材の安定供給に努めています。



◇生活物資

食料品・耐久財・衣料品・日用雑貨など、安全・安心な毎日の暮らしに欠かせない商品の供給に努めています。

◇農業機械・自動車

地域の農機・自動車センターを核とし、小型から大型機械まで様々に対応できる技術向上と迅速なサービスに努めています。



事業のご案内(販売事業)

販売事業は、生産部会等が統一の出荷規格を基準に生産した新鮮で安全・安心な農産物を販売する事業です。組合員の農業所得増大を図るため有利販売に努め、産地ブランド化を図っています。また、ファーマーズ・マーケットや直売所を通じて「食育」「地産地消」にも取り組んでいます。

◇米・麦・大豆・そば

当JA管内の、豊かで恵まれた環境の中で育てられた良質なコシヒカリ・常陸秋そばは、JA管内はもとより首都圏で、高い評価を得ています。有機栽培コシヒカリについても着実に栽培面積を拡大し、令和7年産では常陸大宮市の学校給食材料として全量供給しました。





◇青果物・花卉・花木

県北中山間地の恵まれた環境の中で栽培された野菜・果実・花卉・花木は、首都圏を中心に販売しております。管内で生産されている「ほしいも」は、日本有数の産地で、全国に販売しております。茨城県銘柄産地指定を受けた「奥久慈なす」「奥久慈の枝物」を中心に常陸ブランドとして確立していきます。

◇畜産

茨城県の代表的な銘柄牛である「常陸牛」の飼育が盛んであり、トレーサビリティによる適正な飼育管理に取り組んでいます。各種共励会・研究会を定期的に行い、飼育技術の向上に努めております。



事業のご案内(保管事業)

保管事業は、集荷した米、麦などを販売するまでの期間、低温で品質の維持管理をする事業です。

◇米の保管

当JA管内で生産された地域ブランド米の低温保管により、食味の良いお米を計画的に消費者に提供しています。

◇大豆・その他穀類

各農産物の低温保管により、年間安心して消費者に提供しています。



事業のご案内(加工事業)

加工事業は、6次産業化を推進し、生産者の所得増大や雇用確保に努めています。

管内で生産された農畜産物を、加工施設で製品化し、販売しています。精米、干し芋、製茶、そば粉の他に、栗プリン、こんにゃく、ジェラート、米醗酵アイス、ヨーグルト、麦茶等を特産品として、直売所等で販売しています。



事業のご案内(利用事業)

利用事業は、農家の高齢化、兼業化等生産形態の変化に対応するため、(株)JA常陸アグリサポートと連携し、乾燥・育苗事業を行っています。共同利用施設利用による農家個々の設備投資を軽減するとともに、農作業の省力化と生産コストの軽減に貢献しています。

◇育苗センター

農作業の省力化と生産コスト軽減を図るため、水稻の播種から育苗までの作業工程を育苗センターが行い、優良苗の安定供給をしております。



◇ライスセンター

生産者から持ち込まれた生粳を乾燥調整する施設です。品質管理と作業効率の向上、農家の省力化を図るため、各地区にライスセンターを設置しております。

◇コイン精米機

組合員、地域の皆さまの利便性を考慮し、各地区に合計 19 基のコイン精米機を設置しております。いつでも精米したてのおいしいお米を食べられます。



事業のご案内(資産管理事業)

資産管理事業では、組合員の相続対策として「(1)節税対策、(2)納税資金対策、(3)遺産分割対策」に関する相談を行っております。また、所有する土地の有効活用を目的とした流通店舗の斡旋や、賃貸住宅の管理、土地の分譲、土地の賃貸借、土地の売買に関する仲介業務も行っております。

事業のご案内(介護福祉事業)

利用者様、ご家族様に寄り添った良質なサービスを展開し、地域に根ざした施設づくりと利用者様の自立支援に取り組んでおります。

また、食事は毎食手づくりで真心こめてつくっています。



事業のご案内(直売事業)

農産物直売所と道の駅を中心にして、地域で生産された安全・安心な農産物・加工品を生産者から消費者に供給する事業を行っています。令和6年11月に長砂ファーマーズマーケットこすな(旧長砂直売所)をリニューアルオープンしました。



事業のご案内(指導事業)

営農指導事業は、農業経営の技術・経営指導、市場の情報提供、新しい作物や技術の導入等、組合員の営農支援のための活動を行っております。農業の技術・経営・販売について農家への指導を行っているのがJA営農指導員です。

◇営農相談機能

各地区にTAC(営農経済渉外担当者)を配置し、担い手巡回による営農経済活動の強化を図っています。また、様々な生産体制(集落営農組織・認定農業者・小規模農家・新規就農者等)への営農相談及び組合員の税務申告を支援する記帳代行業務を行っています。



◇各市町村、関係機関との連携

行政と一体となり、地域農業振興を図るため再生協議会、地域農業連絡協議会と密接な連携をとっています。

事業のご案内(葬祭事業)

多様化する現代の様々な葬儀形態に柔軟に対応し、要望に沿ったご葬儀を提案致します。組合員や利用者の声に真摯に向き合い、地域密着型事業として「真心を込めたお手伝い」に取り組んでおります。



協同会社

◇株式会社JA常陸サービス

利用者のニーズに沿ったサービスの実施と不動産管理センターとの連携によるPR活動をし、入居者の満足度向上と入居率の向上に取り組んでいます。

また、Aコープ事業においては、農産物をはじめ日用品等も豊富に品揃えし、地域に食の安心・安全を提供し信頼される店づくりに努めています。

会社名	代表者名	所在地	電話番号	主な事業内容
株式会社JA常陸サービス	猿田 博之	常陸太田市山下町3889	0294-59-3711	不動産賃貸業、日雑の販売・小売業

◇株式会社JA常陸アグリサポート

組合員の農作業の軽減・省力化に貢献できるよう、施設・機械の整備を進め受託作業の拡大を図り、中山間地農業の振興に努めています。

会社名	代表者名	所在地	電話番号	主な事業内容
株式会社JA常陸アグリサポート	鈴木 秀行	常陸大宮市東野3218-2	0295-53-3199	農作業の受託・農産物の生産及び販売

JAの概況・組織

◇沿革(あゆみ)

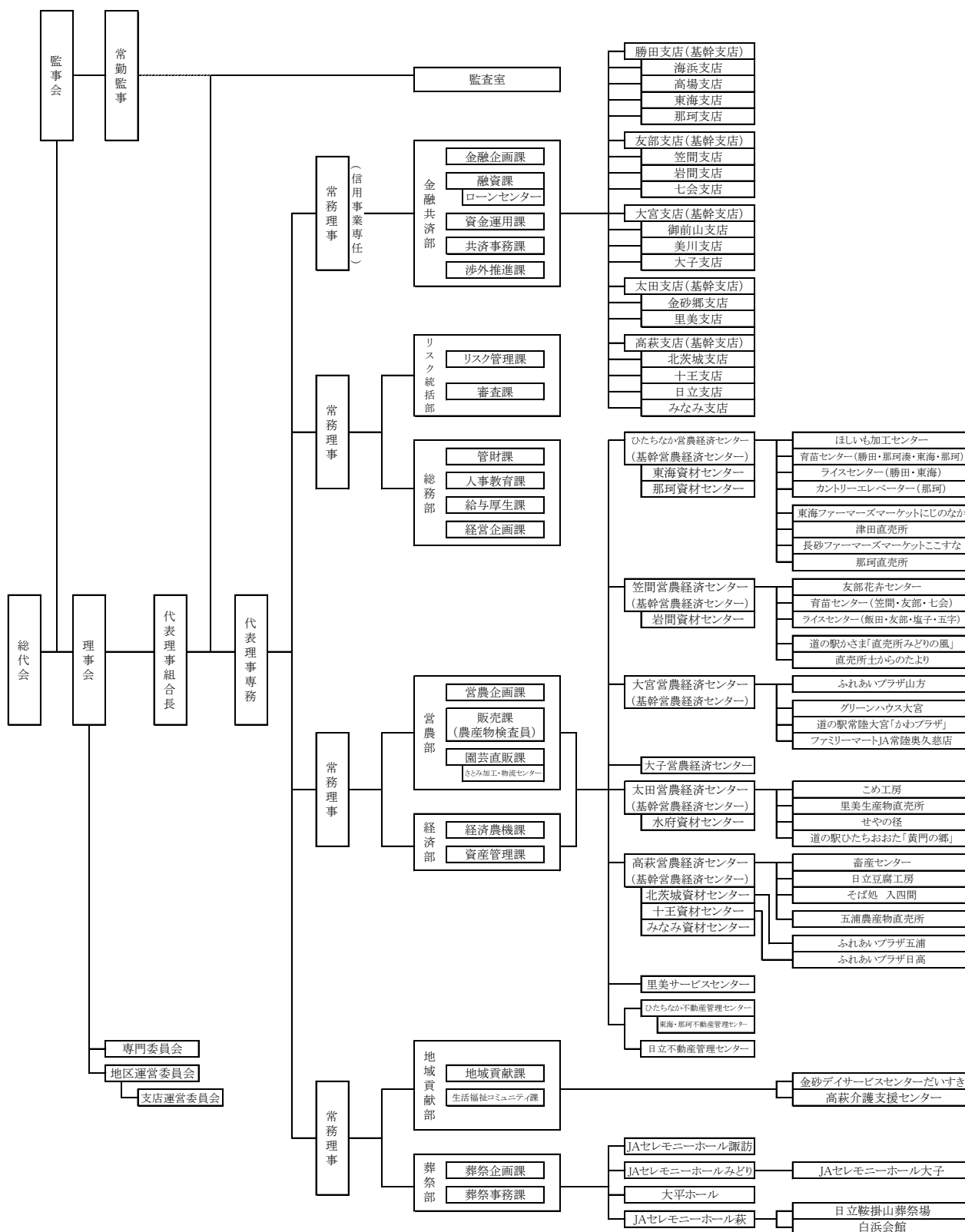
平成26年8月1日、JAひたちなか、JA茨城中央、JA茨城みどり、JA茨城みずほ、JA茨城ひたちの5JAが合併し、「JA常陸」として誕生しました。

年号	(西暦)	月日	主なできごと
平成 26 年	(2014 年)	8 月 1 日	常陸農業協同組合が発足
平成 27 年	(2015 年)	3 月 13 日	高柿ライスセンター竣工式
		8 月 1 日	(株)JA常陸エネルギーライフを設立
平成 28 年	(2016 年)	2 月 28 日	高萩デイサービスセンターだいすき開所式
		3 月 25 日	道の駅常陸大宮「かわプラザ」オープン
		7 月 21 日	道の駅ひたちおおた「黄門の郷」オープン
平成 29 年	(2017 年)	2 月 1 日	(株)JA常陸サービス発足
		5 月 30 日	移動型金融店舗車運行開始
平成 30 年	(2018 年)	3 月 1 日	太田地区介護施設(竜神・金砂デイサービス)開設
		4 月 7 日	五浦農産物直売所リニューアルオープン
		9 月 14 日	ファミリーマートJA常陸奥久慈店オープン
平成 31 年	(2019 年)	3 月 1 日	そば処「入四間」オープン
令和 1 年		8 月 1 日	(株)JA常陸サービスより葬祭事業ならびにAコープ事業を譲受し、葬祭部を新設
			(株)JA常陸エネルギーライフを茨城エネルギー(株)へ移管
		12 月 21 日	体験交流施設「レインボーサロン」オープン
令和2年	(2020 年)	2 月 1 日	東海資材センターと那珂資材センターがオープン
		4 月 27 日	支店統廃合により海浜支店がオープン
		8 月 20 日	五浦ライスセンター竣工
令和3年	(2021 年)	2 月 1 日	北茨城資材センター、十王資材センター、みなみ資材センターがオープン
			全農いばらきとの農機協同運営を開始
		4 月 1 日	みなみ直売所がリニューアルオープン
		9 月 16 日	道の駅かさま「直売所みどりの風」オープン
		12 月 1 日	奥久慈枝物出荷貯蔵施設が稼働開始
令和4年	(2022 年)	2 月 1 日	北部農機センターがオープン
			ひたちなか・笠間地区の育苗・乾燥事業を(株)JA常陸アグリサポートより事業移管
			Aコープいそはらを(株)JA常陸サービスへ事業移管
令和5年	(2023 年)	4 月 6 日	津田直売所リニューアルオープン

		11月 6日	ふれあいプラザ瓜連、ふれあいプラザ山方がオープン 太田営農経済センターが旧水府支店へ移転
		12月 4日	ふれあいプラザ五浦、ふれあいプラザ日高がオープン
令和6年	(2024年)	4月 13日	こども食堂「スワン食堂」オープン
		11月 20日	長砂ファーマーズマーケットここすなオープン
令和7年	(2025年)	5月 20日	笠間栗選果施設竣工式

◇組織図

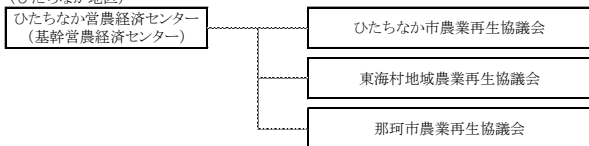
(令和8年2月1日現在)



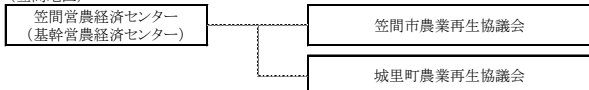
※ 令和8年1月31日をもって奥久慈加工所及び花園・オノ野菜直売所を廃止
 ※ 令和8年2月1日よりローンセンターを新設し、地域貢献部及び東海・那珂不動産管理センターの管理体制を変更
 ※ 令和8年2月1日より営農部販売管理課を販売課、直販課を園芸直販課、地域貢献部くらしの相談課を生活福祉コミュニティ課に名称変更

農業再生協議会

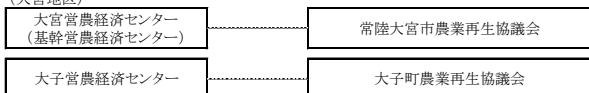
(ひたちなか地区)



(笠間地区)



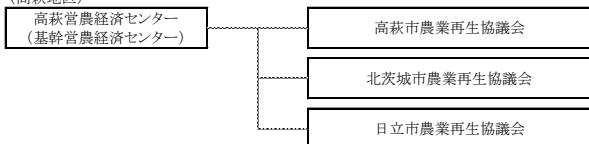
(大宮地区)



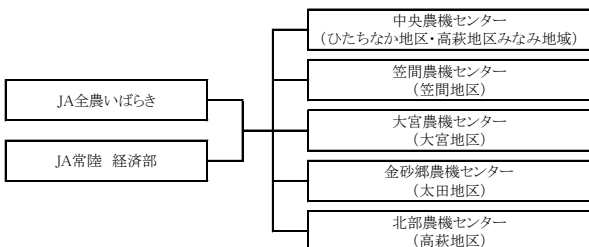
(太田地区)



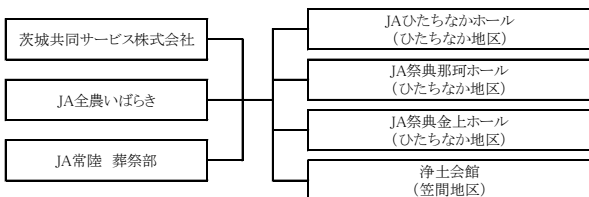
(高萩地区)



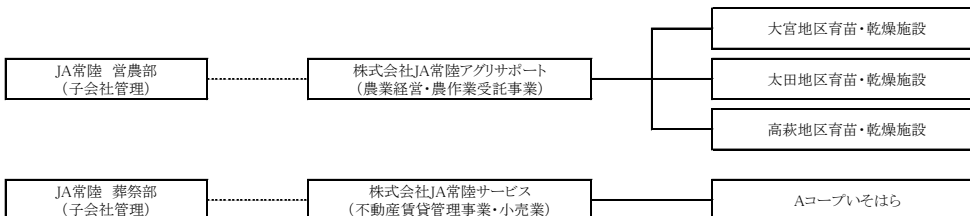
農機協同運営(全農・JA常陸)



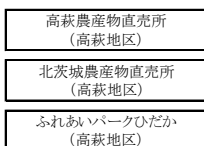
葬祭事業共同経営(茨城共同サービス㈱・全農・JA常陸)



JA常陸子会社



生産部会自主運営直売所



(令和8年5月1日現在)

役 職 名		氏 名	摘 要
代表理事組合長	常勤	秋山 豊	総務委員
代表理事専務	常勤	猿田 博之	営農委員・実践的能力者
常務理事	常勤	石井 一洋	総務委員・実践的能力者
常務理事	常勤	古目谷 幸男	営農委員・経済委員・認定農業者
常務理事	常勤	和田 吉道	信用事業専任理事・金融共済委員・実践的能力者
常務理事	常勤	小林 美雪	経済委員・女性理事
理事	非常勤	高安 行男	経済委員・認定農業者
理事	非常勤	見越 文江	金融共済委員・女性理事
理事	非常勤	黒沢 菊一	経済委員・認定農業者
理事	非常勤	武藤 隆之	営農委員・認定農業者に準ずる者
理事	非常勤	赤津 英雄	常任理事・金融共済委員・認定農業者
理事	非常勤	堀江 甫	常任理事・営農委員・認定農業者
理事	非常勤	砂押 清市	金融共済委員
理事	非常勤	柴田 良一	営農委員・認定農業者
理事	非常勤	海野 富男	常任理事・総務委員・認定農業者に準ずる者
理事	非常勤	富岡 勇司	常任理事・総務委員
理事	非常勤	上神谷 英典	経済委員・認定農業者
理事	非常勤	石川 光俊	金融共済委員・認定農業者に準ずる者
理事	非常勤	高野 尚夫	常任理事・総務委員・認定農業者
理事	非常勤	吉村 佳子	総務委員・女性理事
理事	非常勤	椎名 尚志	経済委員・認定農業者
理事	非常勤	稲野邊 直子	営農委員・認定農業者に準ずる者・女性理事
理事	非常勤	長谷川 昭	総務委員・認定農業者
理事	非常勤	前野 豊	金融共済委員・認定農業者
理事	非常勤	上金 昭	営農委員・認定農業者
理事	非常勤	山崎 きぬ江	金融共済委員・女性理事
理事	非常勤	大都 順子	経済委員・女性理事
理事	非常勤	飛田 啓一	総務委員
理事	非常勤	廣木 一郎	経済委員・認定農業者
理事	非常勤	桑原 一美	金融共済委員・認定農業者
理事	非常勤	檜山 邦男	営農委員・認定農業者
理事	非常勤	大内 静夫	総務委員・認定農業者
理事	非常勤	阿久津 貴守	金融共済委員・認定農業者
理事	非常勤	河原井 雅行	金融共済委員・認定農業者
理事	非常勤	小沼 祐	経済委員・認定農業者
理事	非常勤	木村 康広	金融共済委員・認定農業者
理事	非常勤	大森 勉	営農委員・認定農業者
理事	非常勤	田中 和彦	総務委員・認定農業者
理事	非常勤	大津 美由紀	営農委員・女性理事
理事	非常勤	根本 友子	経済委員・女性理事
理事	非常勤	滝 一宏	経済委員・認定農業者
理事	非常勤	埴 和良	金融共済委員・認定農業者
理事	非常勤	北山 弘長	営農委員・認定農業者
理事	非常勤	木澤 浩史	総務委員・認定農業者
理事	非常勤	佐川 明宏	経済委員・認定農業者
理事	非常勤	都竹 大輔	営農委員・認定農業者
理事	非常勤	大内 広明	経済委員・認定農業者
理事	非常勤	萩谷 龍司	営農委員・認定農業者
代表監事	非常勤	大賀 保美	
常勤監事	常勤	薄井 政幸	
監事	非常勤	小野 哲三	
監事	非常勤	瀧本 政衛	
監事	非常勤	菊池 昇	
監事	非常勤	河野 雅美	
監事	非常勤	篠原 聡	員外監事
監事	非常勤	櫻井 美穂	員外監事・女性監事

◇組合員数

(令和8年1月31日現在)

(単位:人・団体)

資格区分		令和6年度	令和7年度
正組合員数			
個人	男性	23,676	23,139
	女性	5,772	5,758
	計	29,448	28,897
法人		141	162
小計		29,589	29,059
准組合員数			
個人	男性	14,912	14,833
	女性	6,858	6,993
	計	21,770	21,826
法人または団体		194	196
小計		21,964	22,022
組合員総数			
個人	男性	38,588	37,972
	女性	12,630	12,751
	計	51,218	50,723
法人または団体		335	358
合計		51,553	51,081

◇組合員組織の状況

(令和8年1月31日現在)

(単位:人)

組織名	構成員数
ここすな部会	380
津田直売所部会	268
にじのなか部会	530
那珂直売所部会	269
JA常陸 笠間地区直売所生産部会	586
JA常陸ファミリーマート奥久慈生産部会	109
道の駅常陸大宮出荷部会	302
JA常陸グリーンハウス大宮生産部会	243
JA常陸 里美特産品生産部会	127
道の駅ひたちおた出荷者協議会	266
JA常陸 せやの径産直部会	167
JA常陸 常陸太田市物産センターこめ工房産直部会	136
JA常陸日高農産物産地直販部会	61
JA常陸 高萩農産物直売部会	121
北茨城農産物直売部会	43
五浦農産物直販部会	96
JA常陸ひたちなか地区柳沢水稻生産部会	33
JA常陸ひたちなか地区東海稲作部	277
JA常陸ひたちなか地区那珂米穀部会	36
JA常陸ひたちなか地区勝田食用甘藷部会	41
JA常陸ひたちなか地区東海食甘生産部会	19
JA常陸ひたちなか地区勝田加工馬鈴薯部会	8
JA常陸ひたちなか地区那珂加工馬鈴薯生産部会	4
JA常陸ひたちなか地区勝田加工トマト部会	2
JA常陸ひたちなか地区那珂加工トマト生産部会	3
JA常陸ひたちなか地区勝田トマト部会	3
JA常陸ひたちなか地区東海人参生産部会	15
JA常陸ひたちなか地区那珂加工人参部会	8
JA常陸ひたちなか地区那珂ナス生産部会	9
JA常陸ひたちなか地区那珂とうもろこし生産部会	11
JA常陸ひたちなか地区勝田メロン部会	3
JA常陸ひたちなか地区東海果実生産部会	3
那珂湊地区いちご部会	11
JA常陸ひたちなか地区東海野菜生産部会	8
ひたちなか地区学校給食部会	26
東海地区学校給食部会	10
那珂地区学校給食部会	22
JA常陸ひたちなか地区那珂葉物生産部会	12
JA常陸ひたちなか地区勝田受委託部会	11
JA常陸ひたちなか地区那珂南瓜部会	16
JA常陸ひたちなか地区那珂ニラ生産部会	3
JA常陸ひたちなか地区阿字ヶ浦稲作部会	18
JA常陸ひたちなか地区野菜・根菜部会	13
JA常陸那珂地区野菜生産部会	24
JA常陸ひたちなか地区共済代理店協力会	13
JA常陸ひたちなか地区役員OB会	23
JA常陸那珂地区園芸部会	9
JA常陸ひたちなか地区青年部	5
花き婦人部	22
常陸農協花き青年部	9
常陸農協笠間地区栗部会	243

組織名	構成員数
常陸農協笠間地区梅部会	19
JA常陸笠間地区花き部会	59
常陸農協笠間地区茶生産部会	14
常陸農協笠間地区岩間梨部会	16
常陸農協笠間地区野菜部会	12
常陸農協笠間地区苺部会	1
常陸農協小勝和牛改良組合	4
常陸農協笠間地区施設園芸部会	4
常陸農協笠間地区稲作部会	43
常陸農協笠間地区営農受託部会	12
常陸農協笠間地区七会営農部会	3
JA常陸笠間地区青年部会	1
常陸農業協同組合大宮地区椎茸部会	14
JA常陸大宮地区 ねぎ部会	33
常陸農業協同組合大宮地区 なす部会	54
JA常陸大宮地区園芸部会	93
JA常陸大宮地区 直販部会	130
JA常陸 奥久慈枝物部会	153
JA常陸 大宮地区トルコギキョウ部会	7
常陸農協種子生産部会 山方支部	43
常陸農業協同組合大宮地区 常陸秋そば生産部会	18
常陸農業協同組合大宮地区 稲作部会	71
大宮地区和牛改良組合	42
JA常陸大宮地区肥育牛部会	4
JA常陸大子町りんご部会	41
JA常陸大子町果樹園芸部会	16
JA常陸大子町にんにく部会	15
JA常陸奥久慈茶生産部会	17
JA常陸大宮地区 青年部	29
JA常陸 大宮地区 白小豆生産部会	10
大子町こんにやく生産協会	23
こんにやく神社	10
常陸農協種子生産部会	48
常陸農業協同組合種子生産部会 大宮支部	5
奥久慈なす生産協議会	85
大子町水田防除協議会	10
JA常陸 太田地区水稻研究会	55
JA常陸 奥久慈うまい米生産協議会常陸太田支部	6
JA常陸 太田地区畜産部会	21
JA常陸 太田地区なす部会	7
JA常陸 太田地区ねぎ生産部会	12
JA常陸 水府地区ぶどう生産部会	5
JA常陸 常陸太田ぶどう部会	43
JA常陸 常陸太田梨部会	25
JA常陸 太田地区緑茶生産部会	22
JA常陸 太田地区梅部会	5
JA常陸 太田地区柿部会	20
JA常陸 太田地区種子生産部会	28
常陸太田市和牛改良組合	19
谷河原集落営農組合	27
JA常陸 太田地区青年部	12

(令和8年1月31日現在)

(単位:人)

組 織 名	構 成 員 数
常陸太田市労災保険特別加入組合	418
JA常陸青年連盟 高萩支部	20
みなみ地区水稻生産部会	47
北茨城地区水稻部会	46
JA常陸 高萩水稻部会	19
みなみ地区 農作業受託部会	15
常陸農協高萩地区繁殖牛部会	30
繁殖牛部会高萩支部	17
北茨城市和牛改良組合	12
常陸農協 高萩地区肥育牛部会	13
常陸農協 高萩地区肥育牛部会高萩支部	5
中里ブドウ生産部会	6
折笠ぶどう部会	7
茂宮特産野菜出荷生産部会	12
里川西特産果樹生産部会	16
中里地域農産加工研究会	3
JA常陸 高萩地区園芸部会	20
自然薯研究会	5
峰岸果樹生産部会	5
常陸農業協同組合高萩地区青年連盟	39
常陸農業協同組合 高萩地区農業青色申告会	28
茂宮特産物研究会	24
日立地区航空防除推進協議会	19
高萩地区クラスター協議会	23
県北地区JA女性部連絡協議会	1,281
常陸農業協同組合女性部	868
JA常陸ひたちなか地区女性部	136
常陸農業協同組合 笠間地区女性部	130
JA常陸 大宮地区 女性部	214
JA常陸 太田地区女性部	119
常陸農業協同組合 高萩地区女性部	269
常陸農業協同組合フレッシュミズの会	8
JA常陸 MC技術協力会	29
JA常陸オーナー会	108
JAオーナーズクラブ	66
JA常陸青年部	85
JA常陸 勝田年金友の会	656
JA常陸 海浜年金友の会	710
JA常陸 高場年金友の会	286
JA常陸 東海年金友の会	410
JA常陸 那珂年金友の会	1,002
JA常陸 友部年金友の会	691
JA常陸 笠間年金友の会	626
JA常陸 岩間年金友の会	561
JA常陸 七会年金友の会	247
JA常陸 大宮年金友の会	1,082
JA常陸 御前山年金友の会	434
JA常陸 美川年金友の会	483
JA常陸 大子年金友の会	850
JA常陸 太田年金友の会	512
JA常陸 里美年金友の会	338
JA常陸 金砂郷年金友の会	1,372

組 織 名	構 成 員 数
JA常陸 北茨城年金友の会	1,438
JA常陸 高萩年金友の会	689
JA常陸 十王年金友の会	474
JA常陸 日立年金友の会	813
JA常陸 みなみ年金友の会	340

当JAの組合員組織を記載しています。

◇地区一覧

(令和8年5月1日現在)

当JAの地区は、茨城県ひたちなか市、那珂郡東海村、那珂市、笠間市、東茨城郡城里町のうち、大字上赤沢、大字下赤沢、大字徳蔵、大字真端、大字大網、大字小勝、大字塩子、常陸大宮市、久慈郡大子町、常陸太田市、北茨城市、高萩市、日立市となっています。



- 1 本店
- 2 勝田支店
- 3 海浜支店
- 4 高場支店
- 5 東海支店
- 6 那珂支店
- 7 友部支店
- 8 笠間支店
- 9 岩間支店
- 10 七会支店
- 11 大宮支店
- 12 御前山支店
- 13 美川支店
- 14 大子支店
- 15 太田支店
- 16 里美支店
- 17 金砂郷支店
- 18 北茨城支店
- 19 高萩支店
- 20 十王支店
- 21 日立支店
- 22 みなみ支店

◇店舗等のご案内

(令和8年5月1日現在)

店舗及び事務所名	郵便番号	住所	電話番号	ATM (現金自動化機器) 設置・稼働状況
本店				
総務部	〒313-0013	常陸太田市山下町3889	0294-72-9111(代)	
リスク統括部			0294-72-9113	
金融共済部			0294-72-9128	
営農部			0294-87-6818	
経済部			0294-87-6820	
地域貢献部			0294-72-9121	
葬祭部			0294-59-3711	
監査室			0294-87-6585	

店舗及び 事務所名	郵便番号	住所	電話番号	ATM (現金自動化機器) 設置・稼働状況
支店				
勝田支店	〒312-0023	ひたちなか市大平1丁目20-1	029-273-3711	○
海浜支店	〒312-0005	ひたちなか市新光町38	029-212-9955	○
高場支店	〒312-0062	ひたちなか市高場1-15-10	029-285-0108	○
東海支店	〒319-1115	那珂郡東海村船場544-2	029-282-0203	○
那珂支店	〒311-0134	那珂市飯田1991	029-298-1155	○
友部支店	〒309-1736	笠間市八雲1-3-5	0296-77-8111	○
笠間支店	〒309-1632	笠間市飯合146	0296-74-5511	○
岩間支店	〒319-0202	笠間市下郷4446	0299-45-2627	○
七会支店	〒311-4407	東茨城郡城里町徳蔵630	0296-88-3121	○
大宮支店	〒319-2263	常陸大宮市南町1075-1	0295-53-1235	○
御前山支店	〒311-4503	常陸大宮市野口2840-1	0295-55-2141	○
美川支店	〒319-2401	常陸大宮市上小瀬4257	0295-56-2511	○
大子支店	〒319-3551	久慈郡大子町池田1267-1	0295-72-1190	○
太田支店	〒313-0013	常陸太田市山下町3889	0294-72-2241	○
里美支店	〒311-0505	常陸太田市大中町1436-1	0294-82-2121	○
金砂郷支店	〒313-0116	常陸太田市大方町1701	0294-76-2222	○
北茨城支店	〒319-1543	北茨城市磯原町豊田1-145	0293-43-0221	○
高萩支店	〒318-0033	高萩市本町1-100-2	0293-22-3617	○
十王支店	〒319-1302	日立市十王町伊師本郷43-1	0294-39-3006	○
日立支店	〒317-0055	日立市宮田町3-4-7	0294-24-1313	○
みなみ支店	〒319-1234	日立市大和田町1992	0294-53-2121	○
店舗外ATM一覧				
那珂湊キャッシュコーナー	〒311-1225	ひたちなか市釈迦町23-22	-	○
阿字ヶ浦キャッシュコーナー	〒311-1201	ひたちなか市阿字ヶ浦町300	-	○
那珂市役所キャッシュコーナー	〒311-0118	那珂市福田1819-5	-	○
瓜連キャッシュコーナー	〒319-2102	那珂市瓜連1370-1	-	○
笠間キャッシュコーナー	〒309-1611	笠間市笠間4376	-	○
美和キャッシュコーナー	〒319-2603	常陸大宮市鷲子272	-	○
玉川キャッシュコーナー	〒319-2224	常陸大宮市東野3218-2	-	○
大賀キャッシュコーナー	〒319-2214	常陸大宮市鷹巣747-1	-	○
生瀬キャッシュコーナー	〒319-3512	久慈郡大子町小生瀬9-1	-	○
かねやフェスタ店キャッシュコーナー	〒313-0016	常陸太田市金井町2918	-	○
水府直売所キャッシュコーナー	〒313-0222	常陸太田市松平町159	-	○
中里キャッシュコーナー	〒311-0403	日立市東河内町1949-1	-	○
高萩協同病院キャッシュコーナー	〒318-0004	高萩市上手綱1006-9	-	○
営農経済センター関連				
ひたちなか営農経済センター	〒312-0023	ひたちなか市大平1丁目20-1	029-229-1126	
東海資材センター	〒319-1115	那珂郡東海村船場544-2	029-212-3339	
那珂資材センター	〒311-0134	那珂市飯田1991	029-298-9174	
ほしいもセンター	〒312-0011	ひたちなか市中根5994	029-274-8511	
笠間営農経済センター	〒309-1632	笠間市飯合146	0296-74-4700	
友部花卉センター	〒309-1715	笠間市湯崎1231-1	0296-77-8164	○
岩間資材センター	〒319-0205	笠間市押辺2717-2	0299-45-6574	
大宮営農経済センター	〒319-2256	常陸大宮市田子内町3091-6	0295-52-4510	
ふれあいプラザ山方	〒319-3111	常陸大宮市山方942-3	0295-57-2116	○
大宮パッケージセンター	〒319-2222	常陸大宮市若林1832-9	0295-53-5130	
大子営農経済センター	〒319-3551	久慈郡大子町池田1267-1	0295-72-1191	
太田営農経済センター	〒313-0222	常陸太田市松平町147	0294-85-0139	
水府資材センター	〒313-0222	常陸太田市松平町63-2	0294-85-0044	
そば加工所	〒313-0116	常陸太田市大方町1701	0294-76-0366	
里美サービスセンター	〒311-0505	常陸太田市大中町1494-2	0294-82-2196	
さとみ加工・物流センター	〒311-0506	常陸太田市折橋町2403	0294-33-9721	
高萩営農経済センター	〒318-0033	高萩市本町1-100-2	0293-23-6748	
北茨城資材センター	〒319-1543	北茨城市磯原町豊田1-145	0293-42-4902	
十王資材センター	〒319-1302	日立市十王町伊師本郷38	0294-39-3602	
みなみ資材センター	〒319-1234	日立市大和田町1992	0294-87-6001	

店舗及び 事務所名	郵便番号	住所	電話番号	ATM (現金自動化機器) 設置・稼働状況
ふれあいプラザ五浦	〒319-1723	北茨城市関本町関本中3473	0293-46-0310	○
ふれあいプラザ日高	〒319-1414	日立市日高町1-27-20	0294-42-4415	○
とうふ工房名水亭なか里	〒311-0402	日立市入四間町821-1	0294-22-6025	
そば処入四間	〒311-0402	日立市入四間町817-1	0294-33-6170	
直売所				
東海ファーマーズマーケットにじのなか	〒319-1102	那珂郡東海村石神内宿1167-9	029-219-4147	
長砂ファーマーズマーケットこすな	〒312-0004	ひたちなか市長砂34-4	029-285-0202	
津田直売所	〒312-0032	ひたちなか市津田3241-2	029-274-8311	
那珂直売所	〒311-0111	那珂市後台2290-5	029-298-2677	
道の駅かさま「直売所みどりの風」	〒309-1621	笠間市手越22-1	0296-71-8831	
直売所土からのたより	〒319-0205	笠間市押辺2709-137	0299-45-8989	
グリーンハウス大宮	〒319-2222	常陸大宮市若林1832-16	0295-53-5132	
道の駅常陸大宮「かわプラザ」	〒319-2211	常陸大宮市岩崎717-1	0295-58-5055	
ファミリーマートJA常陸奥久慈店	〒319-3361	久慈郡大子町頃藤3853	0295-74-1435	
物産センターこめ工房	〒313-0125	常陸太田市大里町4401-8	0294-70-3333	
里美生産物直売所	〒311-0505	常陸太田市大中町866-1	0294-82-3883	
直売センターせやの径	〒313-0021	常陸太田市大森町1183-3	0294-70-2525	
道の駅ひたちおおた「黄門の郷」	〒313-0044	常陸太田市下河合町1016-1	0294-33-8787	
五浦農産物直売所	〒319-1704	北茨城市大津町北町1018	0293-30-2122	
北茨城農産物直売所	〒319-1545	北茨城市磯原町木皿994	0293-43-6214	
高萩農産物直売所	〒318-0033	高萩市本町1-100-2	0293-23-8311	
ふれあいパークひだか	〒319-1414	日立市日高町1-27-20	0294-42-4415(ふれあいプラザ日高)	
不動産管理センター				
ひたちなか不動産管理センター	〒312-0023	ひたちなか市大平1丁目20-1	029-270-2131	
東海・那珂不動産管理センター	〒319-1115	那珂郡東海村船場544-2	029-282-2552	
日立不動産管理センター	〒317-0055	日立市宮田町3-4-7	0294-24-1316	
介護施設				
金砂デイサービスセンターだいすき	〒313-0103	常陸太田市下宮河内町34	0294-76-9144	
高萩介護支援センター	〒318-0033	高萩市本町1-100-2	0293-24-2232	
農機センター				
中央農機センター	〒311-0103	那珂市横堀60-1	029-295-5735	
笠間農機センター	〒309-1624	笠間市北吉原476	0296-72-4715	
大宮農機センター	〒319-2214	常陸大宮市鷹巣1800	0295-52-4521	
金砂郷農機センター	〒313-0116	常陸太田市大方町1701	0294-76-2131	
北部農機センター	〒318-0004	高萩市上手綱1353	0293-44-6200	
葬祭ホール				
JA祭典ひたちなかホール	〒312-0002	ひたちなか市高野142-10	029-285-5942	
JA祭典金上ホール	〒312-0022	ひたちなか市金上1007-1	029-354-0983	
JA祭典那珂ホール	〒311-0103	那珂市横堀846-10	029-352-0983	
JAセレモニーホール諏訪	〒309-1722	笠間市平町1112-1	0296-78-0983	
JAセレモニーホールみどり	〒319-2214	常陸大宮市鷹巣2259-1	0295-52-4535	
JAセレモニーホール大子	〒319-3551	久慈郡大子町池田2246-3	0295-72-1787	
大平ホール	〒313-0124	常陸太田市大平町650-1	0294-76-4194	
JAセレモニーホール菟	〒318-0004	高萩市上手綱1355-5	0293-24-3110	
白浜会館	〒319-1715	北茨城市関南町神岡下219-26	0293-46-0260	
日立鞍掛山葬祭場	〒317-0053	日立市滑川町3163-9	0294-43-4110	
子会社関連				
(株)JA常陸アグリサポート 本社	〒319-2224	常陸大宮市東野3218-2	0295-53-3199	
大宮営業所				
大子・山方営業所	〒319-3551	久慈郡大子町池田1267-1	0295-72-0869	
太田営業所	〒313-0043	常陸太田市谷河原町1704	0294-72-5535	
金砂郷営業所	〒313-0116	常陸太田市大方町1701	0294-76-1929	
水府・里美営業所	〒313-0213	常陸太田市町田町2281-3	0294-85-0702	
高萩営業所	〒318-0033	高萩市本町1-100-2	0293-22-3008	

店舗及び 事務所名	郵便番号	住 所	電話番号	ATM (現金自動化機器) 設置・稼働状況
株JA常陸サービス 本社	〒313-0013	常陸太田市山下町3889	0294-59-3711	
Aコープいそはら	〒319-1545	北茨城市磯原町木皿994	0293-42-3421	○

◇特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。(令和8年1月31日現在)

◇会計監査人の名称

みのり監査法人(令和8年5月1日現在) 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町

経営資料編

経営資料編では資産・負債、損益、各事業の実績等に関する事項について、項目ごとにまとめたり、注記を付けたりして理解しやすいようにしております。

なお、金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。

よって、合計が一致しない場合があります。

決算の状況

貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	令和6年度 (令和7年1月31日現在)	令和7年度 (令和8年1月31日現在)
1. 信用事業資産	323,576	314,988
(1)現金	1,225	1,200
(2)預金	231,622	221,832
系統預金	231,320	221,510
系統外預金	302	322
(3)有価証券	22,264	22,078
国債	12,718	12,249
地方債	2,479	2,555
社債	6,909	7,140
受益証券	157	133
(4)貸出金	67,170	68,302
(5)その他の信用事業資産	1,417	1,649
未収収益	1,371	1,590
その他の資産	46	59
(6)貸倒引当金	▲ 123	▲ 75
2. 共済事業資産	13	25
(1)その他の共済事業資産	13	25
3. 経済事業資産	4,264	4,640
(1)経済事業未収金	1,549	1,552
(2)経済受託債権	1,815	2,208
(3)棚卸資産	806	766
購買品	460	460
販売品(米・大豆等)	0	18
加工品(ほしいも)	225	171
宅地等	6	6
その他の棚卸資産	114	110
(4)その他の経済事業資産	94	113
(5)貸倒引当金	▲ 1	▲ 1
4. 雑資産	830	763
(1)雑資産	830	763
(2)貸倒引当金	▲ 0	▲ 0
5. 固定資産	9,266	9,224
(1)有形固定資産	9,241	9,202
建物	11,609	11,595
機械装置	2,531	2,604
土地	5,607	5,575
建設仮勘定	4	23
その他の有形固定資産	2,674	2,762
減価償却累計額	▲ 13,187	▲ 13,359
(2)無形固定資産	25	22
ソフトウェア	13	14
その他の無形固定資産	12	8
6. 外部出資	8,524	8,524
(1)外部出資	8,524	8,524
系統出資	7,668	7,668
系統外出資	660	660
子会社等出資	195	195
7. 繰延税金資産	643	77
資産の部合計	347,121	338,244

(単位:百万円)

負債の部	令和6年度 (令和7年1月31日現在)	令和7年度 (令和8年1月31日現在)
1. 信用事業負債	325,975	316,568
(1)貯金	325,518	315,746
(2)借入金	3	—
(3)その他の信用事業負債	452	821
未払費用	58	237
その他の負債	394	584
2. 共済事業負債	984	984
(1)共済資金	458	471
(2)未経過共済付加収入	519	503
(3)共済未払費用	6	8
(4)その他の共済事業負債	0	0
3. 経済事業負債	2,309	1,230
(1)経済事業未払金	910	774
(2)経済受託債務	1,380	420
(3)その他の経済事業負債	18	35
4. 経済借入金	—	3,646
5. 雑負債	802	899
(1)未払法人税等	108	129
(2)資産除去債務	14	14
(3)その他の負債	679	755
6. 諸引当金	1,133	1,062
(1)賞与引当金	67	69
(2)退職給付引当金	1,036	956
(3)役員退職慰労引当金	17	23
(4)葬祭友の会引当金	11	12
7. 再評価にかかる繰延税金負債	1,136	1,155
負債の部合計	332,341	325,547
純資産の部	令和6年度 (令和7年1月31日現在)	令和7年度 (令和8年1月31日現在)
1. 組合員資本	13,960	14,180
(1)出資金	7,158	7,361
(2)資本準備金	0	0
(3)利益剰余金	6,867	6,935
利益準備金	3,469	3,541
その他利益剰余金	3,398	3,393
税効果調整積立金	380	81
資産管理事業整備強化積立金	50	50
固定資産減損積立金	260	260
施設整備積立金	130	—
財務基盤整備強化積立金	952	1,000
施設整備資本造成積立金	6	—
地域農業振興対策積立金	120	120
営農経済事業積立金	340	380
葬祭事業強化積立金	230	230
信用事業基盤強化積立金	100	200
施設整備修繕積立金	—	136
外部出資減損対応積立金	—	50
特別積立金	323	323
当期末処分剰余金	505	562
(うち当期剰余金)	(360)	(140)
(4)処分未済持分	▲ 65	▲ 115
2. 評価・換算差額等	820	▲ 1,483
(1)その他有価証券評価差額金	▲ 2,038	▲ 4,290
(2)土地再評価差額金	2,858	2,806
純資産の部合計	14,780	12,697
負債及び純資産の部合計	347,121	338,244

損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)	
1. 事業総利益		5,799		5,805
事業収益	14,303		14,740	
事業費用	8,503		8,935	
(1)信用事業収益	2,532		2,973	
資金運用収益	2,354		2,777	
(うち預金利息)	(1,276)		(1,539)	
(うち有価証券利息)	(171)		(203)	
(うち貸出金利息)	(673)		(816)	
(うちその他受入利息)	(233)		(217)	
役務取引等収益	80		81	
その他事業直接収益	—		7	
その他経常収益	98		106	
(2)信用事業費用	303		641	
資金調達費用	98		439	
(うち貯金利息)	(94)		(434)	
(うち給付補填備金繰入)	(0)		(0)	
(うちその他支払利息)	(3)		(3)	
役務取引等費用	38		41	
その他経常費用	166		161	
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲4)		(▲9)	
信用事業総利益		2,228		2,331
(3)共済事業収益	1,273		1,278	
共済付加収入	1,193		1,172	
その他の収益	79		106	
(4)共済事業費用	64		66	
共済推進費	20		23	
その他の費用	44		43	
共済事業総利益		1,208		1,211
(5)購買事業収益	4,727		4,811	
購買品供給高	4,529		4,612	
購買手数料	38		43	
修理サービス料	110		120	
その他の収益	48		35	
(6)購買事業費用	4,141		4,192	
購買品供給原価	3,857		3,918	
購買品供給費	247		233	
修理サービス費	3		9	
その他の費用	32		31	
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)		(0)	
購買事業総利益		586		618
(7)販売事業収益	979		863	
販売品販売高	336		233	
販売手数料	584		561	
その他の収益	58		69	
(8)販売事業費用	513		467	
販売品販売原価	293		205	
販売費	155		190	
その他の費用	63		70	
販売事業総利益		466		396
(9)保管事業収益	50		46	
(10)保管事業費用	11		10	
保管事業総利益		39		35
(11)加工事業収益	566		658	
(12)加工事業費用	479		553	
加工事業総利益		87		105

科 目	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)	
(13)利用事業収益	2,332		2,023	
(14)利用事業費用	1,301		1,120	
利 用 事 業 総 利 益		1,030		902
(15)宅地等供給事業収益	136		159	
(16)宅地等供給事業費用	83		108	
宅 地 等 供 給 事 業 総 利 益		52		51
(17)その他事業収益	1,830		2,054	
(18)その他事業費用	1,679		1,857	
そ の 他 事 業 総 利 益		151		197
(19)指導事業収入	37		45	
(20)指導事業支出	88		90	
指 導 事 業 収 支 差 額		▲ 50		▲ 44
2. 事 業 管 理 費		5,394		5,313
(1)人件費	3,449		3,310	
(2)業務費	526		532	
(3)諸税負担金	109		116	
(4)施設費	1,297		1,341	
(5)その他事業管理費	11		12	
事 業 利 益		405		491
3. 事 業 外 収 益		327		356
(1)受取雑利息	5		22	
(2)受取出資配当金	155		156	
(3)賃貸料	123		126	
(4)償却債権取立益	0		1	
(5)雑収入	41		50	
4. 事 業 外 費 用		222		238
(1)寄付金	1		1	
(2)賃貸関連費用	135		141	
(3)貸倒引当金繰入	0		0	
(4)雑損失	85		96	
経 常 利 益		509		609
5. 特 別 利 益		57		147
(1)固定資産処分益	0		1	
(2)一般補助金	0		122	
(3)施設移転補償金	55		24	
(4)その他の特別利益	0		—	
6. 特 別 損 失		80		163
(1)固定資産処分損	58		24	
(2)固定資産圧縮損	0		122	
(3)減損損失	19		11	
(4)その他の特別損失	2		5	
税引前当期利益		486		593
法人税、住民税及び事業税	140		161	
法人税等調整額	▲ 14		291	
法人税等合計		125		452
当期剰余金		360		140
当期首繰越剰余金		111		96
税効果調整積立金取崩額		—		300
土地再評価差額金取崩額		33		23
当期未処分剰余金		505		562

(注)「事業収益」、「事業費用」は各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去して表示しています。

令和6年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	: 償却原価法(定額法)
子会社株式	: 移動平均法による原価法
その他有価証券	
① 時価のあるもの	: 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
② 市場価格のない株式等	: 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(一品管理)	: 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(グループ管理)	: 売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販売品(米・大豆等)	: 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
加工品(ほしいも)	: 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
宅地等(販売用不動産)	: 個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	: 最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。
- ② 無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。
上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における

平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 葬祭友の会引当金

笠間地区の「あんしん友の会」会員の割引特典額制度の利用に伴う費用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を合理的に見積り計上しています。

(5)収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、ほいも・精米加工・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設

置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う(又は提供する)事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 直売所(販売事業・その他事業)

組合員が生産・加工した農産物等を、当組合の直売所を利用して委託販売しようとする事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、受託品の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び受託販売品の販売委託者に支払った概算金、追加払い、精算金を計上しております。また、経済受託債権に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しています。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点または代金等を弁済した時点で組合員に所有権を移転しております。

素牛の受入高については、損益計算書の購買品受入高に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。組合員が肥育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、貸借対照表の経済事業資産に計上しています。また、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し、所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益に計上しています。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与して

いる場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として役務・サービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 648百万円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 19百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 124百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,628百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	土地	合計
1,404	92	1,035	54	30	10	2,628

(2) 担保に供している資産

定期預金8,008百万円を為替決済取引にかかる決済保証金及び公金取扱の差入のために担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 160百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 357百万円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 91百万円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は185百万円、危険債権額は131百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は316百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成12年1月31日及び平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額2,385百万円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	284百万円
うち事業取引高	211百万円
うち事業取引以外の取引高	73百万円
② 子会社等との取引による費用総額	190百万円
うち事業取引高	176百万円
うち事業取引以外の取引高	14百万円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、さとみ加工・物流センターは組合全体の共用資産としております。さらに、営農経済センター、資材センター、直売所及び農機センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
美川支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
里美支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
里美サービスセンター	営業用店舗	建物等	一般資産
高萩介護支援センター	営業用店舗	土地	一般資産
旧伊勢畑支店	賃貸用固定資産	土地、建物	業務外固定資産
旧市毛支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
小瀬倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧黒沢支店敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧里美支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
馬場町土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
松平牛込河原	遊休資産	土地	業務外固定資産
郡戸消防跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧豊浦直売所	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧里美加工所	遊休資産	建物等	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

里美支店、里美サービスセンター、高萩介護支援センターについては、事業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

美川支店については、土地の時価が著しく下落しており、減損の兆候に該当するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、旧伊勢畑支店の資産は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価値まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失とし

て認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:百万円)

場所	減損損失に計上した額	うち土地	うち建物等
美川支店	7	3	4
里美支店	2	0	1
里美サービスセンター	0	—	0
高萩介護支援センター	0	0	—
旧伊勢畑支店	0	0	0
旧市毛支店	2	2	—
小瀬倉庫敷地	0	0	—
旧黒沢支店敷地	0	0	—
旧里美支店	0	0	—
馬場町土地	0	0	—
松平牛込河原	0	0	—
郡戸消防跡地	0	0	—
旧豊浦直売所	0	0	—
旧里美加工所	4	—	4
合計	19	7	11

④ 回収可能価額の算定方法

一般資産及び賃貸用固定資産の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額等に基づき算定しています。

遊休資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(3) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、244千円の棚卸評価損が含まれています。

宅地等供給事業費用には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、64千円の棚卸評価損が含まれています。

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値357百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	231,622	231,105	▲517
有価証券			
満期保有目的の債券	2,939	2,402	▲537
其他有価証券	19,324	19,324	—
貸出金	67,170		
貸倒引当金(*1)	▲123		
貸倒引当金控除後	67,046	67,126	79
資産計	320,934	319,958	▲975
貯金	325,518	324,831	▲687
負債計	325,518	324,831	▲687

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,524
合計	8,524

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	231,622	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	28	30	30
その他有価証券のうち満期があるもの	142	540	840
貸出金(*1,2)	4,783	3,774	3,541
合計	236,577	4,345	4,412
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	—	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	30	70	2,755
その他有価証券のうち満期があるもの	540	897	18,860
貸出金(*1,2)	3,959	3,052	47,984
合計	4,530	4,020	69,601

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)529百万円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等74百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(*1)	304,714	5,399	10,767
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	432	4,205	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	84	85	0
	小計	84	85	0
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	98	69	▲29
	地方債	1,156	1,016	▲139
	社債	1,600	1,230	▲369
	小計	2,855	2,316	▲538
合計		2,939	2,402	▲537

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債券			
	社債	415	338	77
	小計	415	338	77
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券			
	国債	12,535	14,431	▲1,895
	地方債	1,322	1,465	▲143
	社債	4,893	5,193	▲300
	受益証券	157	200	▲42
	小計	18,908	21,290	▲2,381
合計		19,324	21,628	▲2,304

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価値が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,090百万円
勤務費用	163百万円
利息費用	20百万円
数理計算上の差異の発生額	▲220百万円
退職給付の支払額	▲253百万円
過去勤務費用の発生額	▲100百万円
期末における退職給付債務	2,698百万円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,197百万円
期待運用収益	16百万円
数理計算上の差異の発生額	▲0百万円
特定退職金共済制度への拠出金	142百万円
確定給付型年金制度への拠出金	6百万円
退職給付の支払額	▲209百万円
期末における年金資産	2,153百万円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,698百万円
特定退職金共済制度	▲1,970百万円
確定給付型年金制度	▲183百万円
未積立退職給付債務	544百万円
未認識過去勤務費用	98百万円
未認識数理計算上の差異	392百万円
貸借対照表計上額純額	1,036百万円
退職給付引当金	1,036百万円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	163百万円
利息費用	20百万円
期待運用収益	▲16百万円
数理計算上の差異の費用処理額	▲19百万円
過去勤務費用の費用処理額	▲2百万円
合計	145百万円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64%
年金保険投資	23%
現金及び預金	5%
一般勘定	8%
合計	100%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.22%
長期期待運用収益率	0.70%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金55百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、429百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	286百万円
賞与引当金	18百万円
賞与対応未払社会保険料	3百万円
未払事業税	7百万円
未収利息	8百万円
組合員組織助成金	1百万円
資産除去債務	4百万円
役員退職慰労引当金	4百万円
減価償却(減損損失分)	100百万円
年度未賞与及び未払社会保険料	33百万円
土地(減損損失分)	160百万円
減価償却(借地土盛費用)	22百万円
その他有価証券評価差損	635百万円
有価証券減損処理	41百万円
その他	28百万円
繰延税金資産小計	1,356百万円
評価性引当額	▲708百万円
繰延税金資産合計(A)	648百万円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲0百万円
固定資産過大計上額(資産除去債務)	▲3百万円
繰延税金負債合計(B)	▲4百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	643百万円

(2) 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲7.3%
住民税均等割額	5.7%
評価性引当額の増減	▲0.8%
機械等取得による税額控除	▲1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.9%

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は30年、割引率は0.7%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	14百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	0百万円
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	<u>一百万円</u>
期末残高	14百万円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、建物等の施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等の施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2)当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は1,074百万円です。

令和7年度 注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	: 償却原価法(定額法)
子会社株式	: 移動平均法による原価法
その他有価証券	
① 時価のあるもの	: 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
② 市場価格のない株式等	: 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(一品管理)	: 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
購買品(グループ管理)	: 売価還元法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
販売品(米・大豆等)	: 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
加工品(ほしいも)	: 総平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
宅地等(販売用不動産)	: 個別法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産	: 最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における

平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 葬祭友の会引当金

笠間地区の「あんしん友の会」会員の割引特典額制度の利用に伴う費用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を合理的に見積り計上しています。

(5)収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、ほいも・精米加工・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設

置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う(又は提供する)事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 直売所(販売事業・その他事業)

組合員が生産・加工した農産物等を、当組合の直売所を利用して委託販売しようとする事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、受託品の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び受託販売品の販売委託者に支払った概算金、追加払い、精算金を計上しております。また、経済受託債権に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しています。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点または代金等を弁済した時点で組合員に所有権を移転しております。

素牛の受入高については、損益計算書の購買品受入高に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。組合員が肥育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、貸借対照表の経済事業資産に計上しています。また、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し、所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益に計上しています。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与して

いる場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として役務・サービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 81百万円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、令和8年1月に作成した事業計画書を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 11百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年1月に作成した事業計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

III 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 77百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,733百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

(単位:百万円)

建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	土地	合計
1,405	92	1,143	51	30	10	2,733

(2) 担保に供している資産

定期預金8,008百万円を為替決済取引にかかる決済保証金及び公金取扱の差入のために担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 142百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 390百万円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 90百万円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は254百万円、危険債権額は100百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は355百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成12年1月31日及び平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額2,401百万円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引高の総額

① 子会社等との取引による収益総額	318百万円
うち事業取引高	242百万円
うち事業取引以外の取引高	76百万円
② 子会社等との取引による費用総額	249百万円
うち事業取引高	237百万円
うち事業取引以外の取引高	12百万円

(2) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、さとみ加工・物流センターは組合全体の共用資産としております。さらに、営農経済センター、資材センター、直売所及び農機センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
美川支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
里美支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
旧伊勢畑支店	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
旧本米崎支所事務所	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
小瀬倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧黒沢支店敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧奥久慈加工所	遊休資産	建物等	業務外固定資産
旧里美支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
松平牛込河原	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧竜神デイサービスセンターだいすき	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
旧豊浦加工所	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧豊浦直売所	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧花園才丸直売所	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
旧ふれあいプラザ瓜連	遊休資産	建物等	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

美川支店・里美支店については、事業収支が連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、旧伊勢畑支店の資産は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価値まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:百万円)

場所	減損損失に 計上した額	うち土地	うち建物等
美川支店	4	0	4
里美支店	0	0	0
旧伊勢畑支店	0	0	—
旧本米崎支所事務所	0	0	0
小瀬倉庫敷地	0	0	—
旧黒沢支店敷地	0	0	—
旧奥久慈加工所	0	—	0
旧里美支店	0	0	—
松平牛込河原	0	0	—
旧竜神デイサービスセンターだいすき	1	0	1
旧豊浦加工所	0	0	—
旧豊浦直売所	0	0	—
旧花園才丸直売所	0	0	0
旧ふれあいプラザ瓜連	1	—	1
合計	11	2	9

④ 回収可能価額の算定方法

一般資産及び賃貸用固定資産の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額等に基づき算定しています。

遊休資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(3) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、502千円の棚卸評価損が含まれています。

5. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.36%上昇したものと想定した場合には、経済価値364百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	221,832	221,264	▲567
有価証券			
満期保有目的の債券	3,216	2,382	▲834
其他有価証券	18,861	18,861	—
貸出金	68,302		
貸倒引当金(*1)	▲75		
貸倒引当金控除後	68,226	67,431	▲794
資産計	312,137	309,940	▲2,197
貯金	315,746	314,790	▲956
経済借入金	3,646	3,617	▲28
負債計	319,392	318,408	▲984

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 経済借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた

現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,524
合計	8,524

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	221,832	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	33	30	30
その他有価証券のうち満期があるもの	442	840	740
貸出金(*1,2)	4,518	3,767	4,316
合計	226,827	4,638	5,087
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	—	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	370	80	2,678
その他有価証券のうち満期があるもの	973	545	19,816
貸出金(*1,2)	3,337	3,132	49,168
合計	4,681	3,758	71,663

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)536百万円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等60百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(*1)	291,142	8,977	10,955
経済借入金	3,646	—	—
合計	294,788	8,977	10,955
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	3,252	1,418	—
経済借入金	—	—	—
合計	3,252	1,418	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のと

おりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	481	429	▲52
	地方債	1,125	868	▲256
	社債	1,610	1,084	▲525
	小計	3,216	2,382	▲834
合計		3,216	2,382	▲834

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債券			
	社債	424	338	86
	小計	424	338	86
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券			
	国債	11,767	15,295	▲3,528
	地方債	1,430	1,724	▲293
	社債	5,105	5,593	▲487
	受益証券	133	200	▲66
	小計	18,437	22,813	▲4,376
合計		18,861	23,151	▲4,290

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	1,007百万円	7百万円	—
国債	907百万円	7百万円	—
社債	100百万円	—	—
合計	1,007百万円	7百万円	—

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価値が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

7. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,698百万円
勤務費用	135百万円
利息費用	33百万円
数理計算上の差異の発生額	▲318百万円
退職給付の支払額	▲171百万円
過去勤務費用の発生額	▲323百万円
期末における退職給付債務	2,054百万円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,153百万円
期待運用収益	17百万円
数理計算上の差異の発生額	2百万円
特定退職金共済制度への拠出金	135百万円
確定給付型年金制度への拠出金	5百万円
退職給付の支払額	▲155百万円
期末における年金資産	2,157百万円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,054百万円
特定退職金共済制度	▲1,978百万円
確定給付型年金制度	▲178百万円
未積立退職給付債務	▲103百万円
未認識過去勤務費用	395百万円
未認識数理計算上の差異	663百万円
貸借対照表計上額純額	956百万円
退職給付引当金	956百万円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	135百万円
利息費用	33百万円
期待運用収益	▲17百万円
数理計算上の差異の費用処理額	▲49百万円
過去勤務費用の費用処理額	▲26百万円
合計	76百万円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	67%
年金保険投資	22%
現金及び預金	3%
一般勘定	8%
合計	100%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.55%
長期期待運用収益率	0.75%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金55百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、396百万円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	270百万円
賞与引当金	19百万円
賞与対応未払社会保険料	3百万円
未払事業税	7百万円
未収利息	4百万円
組合員組織助成金	1百万円
資産除去債務	4百万円
役員退職慰労引当金	6百万円
減価償却(減損損失分)	97百万円
年度末賞与及び未払社会保険料	11百万円
土地(減損損失分)	163百万円
減価償却(借地土盛費用)	24百万円
その他有価証券評価差損	1,207百万円
有価証券減損処理	42百万円
その他	28百万円
繰延税金資産小計	1,894百万円
評価性引当額	▲1,812百万円
繰延税金資産合計(A)	81百万円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲0百万円
固定資産過大計上額(資産除去債務)	▲3百万円
繰延税金負債合計(B)	▲4百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	77百万円

(2) 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.6%
住民税均等割額	4.6%
過年度法人税等追徴額	3.4%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	▲0.3%
評価性引当額の増減	42.6%
機械等取得による税額控除	▲0.3%
その他	▲1.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	76.3%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から28.3%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1百万円、法人税等調整額は1百万円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は28百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は30年、割引率は0.7%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	14百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	0百万円
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	<u>－百万円</u>
期末残高	14百万円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、建物等の施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等の施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2)当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は1,050百万円です。

剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当期末処分剰余金	505	562
任意積立金取崩額	136	2,226
施設整備積立金取崩額	130	—
施設整備資本造成積立金取崩額	6	—
資産管理事業整備強化積立金取崩額	—	50
固定資産減損積立金取崩額	—	260
財務基盤整備強化積立金取崩額	—	1,000
地域農業振興対策積立金取崩額	—	120
営農経済事業積立金取崩額	—	380
葬祭事業強化積立金取崩額	—	230
施設整備修繕積立金取崩額	—	136
外部出資減損対応積立金取崩額	—	50
剰余金処分額	545	2,767
利益準備金	72	29
任意積立金	376	2,738
税効果調整積立金	(2)	(—)
財務基盤整備強化積立金	(47)	(—)
営農経済事業積立金	(40)	(—)
信用事業基盤強化積立金	(100)	(2,650)
施設整備修繕積立金	(136)	(—)
外部出資減損対応積立金	(50)	(—)
配当調整積立金	(—)	(88)
出資配当金		
普通出資による配当金	96	—
次期繰越剰余金	96	21

(注)

1. 出資配当金については次のとおりです。

(1) 普通出資配当の割合	
令和6年度	1.4%

2. 目的積立金の種類、目的及び取崩基準及び積立目標金額は次のとおりです。

(単位:百万円)

種 類	目的及び取崩基準	積立目標金額	当期末残高
税効果調整積立金	繰延税金資産(法人税等の前払部分)の剰余金処分を留保するために積立を行う。取り崩しは法人税等の繰延税金資産が回収された金額を取り崩す。		81
資産管理事業整備強化積立金	資産管理事業に係る費用の負担、経営環境の変動に伴うコストアップ及び組合員に対する新たなサービスの提供に対応するための積立金。理事会の決議により必要と認められた範囲で相当額を取り崩すものとする。	—	50

(単位:百万円)

種 類	目的及び取崩基準	積立目標金額	当期末残高
固定資産減損積立金	固定資産の価格や収益性が著しく低下した場合に、帳簿価格の臨時的な減額を行うための積立金。理事会の決議により各年度に発生する減損損失の範囲内で取り崩すものとする。	—	260
財務基盤整備強化積立金	財務基盤強化・安定化のために積立をする。資産自己査定に基づく貸倒引当金及び過年度に比べ大幅に費用・損失が増加した場合など理事会の決議により必要と認められた範囲内で取り崩すものとする。	—	1,000
地域農業振興対策積立金	地域農業振興対策の事業費を確保するための積立金。農業振興対策のために多額の経費が発生する場合、理事会の決議により必要と認められた範囲内で相当額を取り崩すものとする。	—	120
営農経済事業積立金	地域振興に向けた財源として積立を行う。なお、取崩基準は、次の事項が発生した場合、必要と認められた額を理事会の決議により取り崩すものとする。(1)農産物の買取事業等から生じたリスク相当額	—	380
葬祭事業強化積立金	葬祭事業の強化・安定のために積立をする。葬祭事業が過年度に比べ大幅に費用・損失が増加した場合など理事会の決議により必要と認められた範囲内で取り崩すものとする。	—	230
信用事業基盤強化積立金	信用事業のリスク対応力の強化のために積立を行う。なお、取崩基準は次のとおりとする。1. 余裕金運用から生じたリスク経費相当額 2. 債権の貸倒に備えて増加した貸倒引当額	2,850	200
施設整備修繕積立金	将来的に必要となる施設や設備の整備・更新・改修・解体のために積立を行う。施設や設備の整備・更新・改修・解体で多額の資金が必要となる場合、必要と認められた額を理事会の決議により取り崩すものとする。	—	136
外部出資減損対応積立金	外部出資の減損リスクに備えるため、積立を行う。取崩は、外部出資の減損損失発生年度に減損損失相当額の範囲内で理事会の決議により取り崩すものとする。	—	50
配当調整積立金	毎期の出資配当の調整のため、積立を行う。調整が必要な場合、取り崩すものとする。	88	—

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

令和6年度
令和7年度

19百万円
8百万円

部門別損益計算書

令和6年度

(単位:百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	14,466	2,532	1,273	7,859	2,784	17	
事業費用 ②	8,667	303	64	6,510	1,747	40	
事業総利益 ③=①-②	5,799	2,228	1,208	1,348	1,036	▲ 22	
事業管理費 ④	5,394	766	573	2,703	1,175	175	
(うち減価償却費) ⑤	(272)	(38)	(28)	(136)	(59)	(8)	
(うち人件費) ⑤'	(3,449)	(490)	(366)	(1,728)	(752)	(112)	
うち共通管理費 ⑥		59	44	211	91	13	▲ 420
(うち減価償却費) ⑦		(3)	(2)	(10)	(4)	(0)	(▲ 21)
(うち人件費) ⑦'		(38)	(28)	(135)	(58)	(8)	(▲ 269)
事業利益 ⑧=③-④	405	1,462	635	▲ 1,354	▲ 139	▲ 198	
事業外収益 ⑨	327	46	34	163	71	10	
うち共通分 ⑩		3	2	12	5	0	▲ 25
事業外費用 ⑪	222	31	23	111	48	7	
うち共通分 ⑫		2	1	8	3	0	▲ 17
経常利益 ⑬=⑧+⑨-⑪	509	1,476	646	▲ 1,302	▲ 116	▲ 194	
特別利益 ⑭	57	8	6	28	12	1	
うち共通分 ⑮		0	0	2	0	0	▲ 4
特別損失 ⑯	80	11	8	40	17	2	
うち共通分 ⑰		0	0	3	1	0	▲ 6
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	486	1,473	644	▲ 1,313	▲ 121	▲ 195	
営農指導事業分配賦額 ⑲		28	21	101	44	▲ 195	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳=⑱-⑲	486	1,444	622	▲ 1,415	▲ 165		

(注)⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注)上記の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益(事業収益14,303百万円、事業費用8,503百万円)を除去した額を記載しております。よって、両者は一致していません。

令和7年度

(単位:百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	14,913	2,973	1,278	8,122	2,519	20	
事業費用 ②	9,108	641	66	6,747	1,612	40	
事業総利益 ③=①-②	5,805	2,331	1,211	1,374	907	▲ 19	
事業管理費 ④	5,313	730	552	2,763	1,076	189	
(うち減価償却費) ⑤	(327)	(45)	(34)	(170)	(66)	(11)	
(うち人件費) ⑤'	(3,310)	(455)	(344)	(1,721)	(670)	(118)	
うち共通管理費 ⑥		56	42	212	83	14	▲ 409
(うち減価償却費) ⑦		(3)	(2)	(13)	(5)	(0)	(▲ 25)
(うち人件費) ⑦'		(34)	(26)	(132)	(51)	(9)	(▲ 254)
事業利益 ⑧=③-④	491	1,600	659	▲ 1,389	▲ 169	▲ 209	
事業外収益 ⑨	356	49	37	185	72	12	
うち共通分 ⑩		3	2	14	5	0	▲ 27
事業外費用 ⑪	238	32	24	124	48	8	
うち共通分 ⑫		2	1	9	3	0	▲ 18
経常利益 ⑬=⑧+⑨-⑪	609	1,616	671	▲ 1,327	▲ 145	▲ 204	
特別利益 ⑭	147	20	15	76	29	5	
うち共通分 ⑮		1	1	5	2	0	▲ 11
特別損失 ⑯	163	22	17	85	33	5	
うち共通分 ⑰		1	1	6	2	0	▲ 12
税引前当期利益 ⑱=⑬+⑭-⑯	593	1,614	669	▲ 1,335	▲ 149	▲ 205	
営農指導事業分配賦額 ⑲		29	22	110	43	▲ 205	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ⑳=⑱-⑲	593	1,585	647	▲ 1,446	▲ 192		

(注)⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は各事業に直課できない部分

(注)上記の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合計値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益(事業収益14,740百万円、事業費用8,935百万円)を除去した額を記載しております。よって、両者は一致していません。

会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、口、人、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	15,382	14,080	13,921	14,466	14,913
信用事業収益	2,465	2,413	2,422	2,532	2,973
共済事業収益	1,478	1,413	1,307	1,273	1,278
農業関連事業収益	6,984	7,380	7,409	7,859	8,122
その他事業収益	4,453	2,872	2,781	2,802	2,540
経常利益	437	550	528	509	609
当期剰余金	220	340	137	360	140
出資金	6,110	6,499	6,854	7,158	7,361
(出資口数)	(6,110,063)	(6,499,869)	(6,854,065)	(7,158,074)	(7,361,023)
純資産額	15,109	14,455	14,908	14,780	12,697
総資産額	349,972	346,052	349,156	347,121	338,244
貯金等残高	325,419	322,449	325,403	325,518	315,746
貸出金残高	67,599	68,785	67,602	67,170	68,302
有価証券残高	14,716	17,620	20,726	22,264	22,078
剰余金配当金額	70	86	85	96	—
出資配当金	70	86	85	96	—
職員数	1,272	1,236	1,153	1,140	1,147
単体自己資本比率	10.80%	11.63%	12.44%	13.41%	15.26%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:百万円、%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収支	2,255	2,338	83
役務取引等収支	41	40	▲1
その他信用事業収支	▲68	▲47	21
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	2,301 (0.70%)	2,386 (0.75%)	85 (0.05%)
事業粗利益 (事業粗利益率)	5,978 (1.70%)	5,951 (1.74%)	▲27 (0.04%)
事業純益	580	637	
実質事業純益	584	637	
コア事業純益	584	630	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	584	630	

3. 資金運用収支の内訳

(単位:百万円、%)

項目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	325,365	2,354	0.72%	314,921	2,777	0.88%
うち預金	234,886	1,509	0.64%	220,872	1,757	0.80%
うち有価証券	23,055	171	0.74%	25,998	203	0.78%
うち貸出金	67,423	673	1.00%	68,050	816	1.20%
資金調達勘定	327,348	98	0.03%	316,785	439	0.14%
うち貯金・定期積金	325,724	95	0.03%	315,840	435	0.14%
うち借入金	1,623	—	0.00%	944	—	0.00%
経費率			0.21%			0.21%
総資金利ざや			0.47%			0.52%

(注)

1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価(資金調達利回り＋経費率)
2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:百万円)

項目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受取利息	58	423
うち預金	52	247
うち有価証券	21	32
うち貸出金	▲ 15	143
支払利息	75	340
うち貯金・定期積金	75	340
うち借入金	—	—
差引	▲ 17	83

(注)

1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金等奨励金が含まれています。

経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
総資産経常利益率	0.14%	0.17%	0.03%
資本経常利益率	3.10%	3.60%	0.50%
総資産当期純利益率	0.10%	0.04%	▲0.06%
資本当期純利益率	2.20%	0.83%	▲1.37%

- (注)1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率
 ＝当期剰余金(税引後)／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金(税引後)／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		令和6年度	令和7年度	増減
貯貸率	期末	20.63%	21.63%	1.00%
	期中平均	20.69%	21.54%	0.85%
貯証率	期末	6.83%	6.99%	0.16%
	期中平均	7.07%	8.23%	1.16%

- (注)1. 貯貸率(期末)＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率(期末)＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3. 職員一人当たり及び一店舗当たりの指標

(単位:百万円)

項目		令和6年度	令和7年度
信用事業	一職員当たり貯金残高	2,719	2,696
	一店舗当たり貯金残高	14,796	14,352
	一職員当たり貸出金残高	2,276	2,430
	一店舗当たり貸出金残高	3,053	3,104
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	6,392	6,187
	一店舗当たり長期共済保有高	32,311	30,964
経済事業	一職員当たり購買品供給高	33	35
	一職員当たり販売品販売高	128	137

- (注)各事業の職員数は担当職員数、また店舗数は業務を実施している本・支店、事業所等の数で計算しております。

貸倒引当金の期末残高及び貸出金償却の額

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度				令和7年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	6	4	—	6	4	4	3	—	4	3
個別貸倒引当金	134	120	4	130	120	120	73	38	81	73
合 計	135	124	4	130	124	124	77	38	86	77

貸出金償却の額

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	—	—

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用事業(貯金に関する指標)

科目別貯金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	170,436	52.3%	170,680	54.0%	243
定期性貯金	155,258	47.6%	145,152	45.9%	▲ 10,105
その他の貯金	89	0.0%	102	0.0%	12
小 計	325,785	100.0%	315,936	100.0%	▲ 9,849
譲渡性貯金	—	—	—	—	—
合 計	325,785	100.0%	315,936	100.0%	▲ 9,849

(注)1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	152,426	100.0%	143,024	100.0%	▲ 9,402
うち固定金利定期	152,390	99.9%	142,988	99.9%	▲ 9,402
うち変動金利定期	35	0.0%	35	0.0%	0

(注)1. 固定金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

信用事業(貸出金等に関する指標)

科目別貸出金平均残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		平均残高 増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	208	0.3%	136	0.2%	▲ 71
証書貸付金	66,706	98.9%	67,396	99.0%	690
当座貸越	516	0.7%	523	0.7%	6
割引手形	—	—	—	—	—
金融機関貸付	—	—	—	—	—
合 計	67,430	100.0%	68,056	100.0%	626

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	17,653	26.2%	18,905	27.6%	1,252
変動金利貸出	48,373	72.0%	48,347	70.7%	▲ 25
その他	1,143	1.7%	1,048	1.5%	▲ 95
合 計	67,170	100.0%	68,302	100.0%	1,131

(注)「その他」は当座貸越、無利息等の固定、変動の区分がないもの

貸出金の担保別内訳残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	583	367	▲ 216
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	25,591	24,976	▲ 615
工場	—	—	—
財団	—	—	—
船舶	—	—	—
その他担保	296	288	▲ 7
小 計	26,471	25,632	▲ 839
農業信用基金協会保証	35,250	35,079	▲ 171
その他保証	—	—	—
小 計	35,250	35,079	▲ 171
信用	5,288	7,439	2,150
合 計	67,010	68,150	1,140

債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はございません。

貸出金の使途別内訳残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	64,268	95.7%	65,274	95.6%	1,006
運転資金	2,898	4.3%	3,024	4.4%	126
合 計	67,170	100.0%	68,302	100.0%	1,132

貸出金の業種別残高

(単位:百万円、%)

種 類	令和6年度		令和7年度		残高増減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	2,403	3.5%	2,308	3.3%	▲ 95
林業	99	0.1%	145	0.2%	45
水産業	222	0.3%	254	0.3%	32
製造業	9,577	14.2%	9,409	13.7%	▲ 168
鉱業	171	0.2%	267	0.3%	96
建設業	4,001	5.9%	3,987	5.8%	▲ 14
不動産業	1,122	1.6%	905	1.3%	▲ 217
電気・ガス・熱供給・水道業	569	0.8%	513	0.7%	▲ 55
運輸・通信業	3,130	4.6%	3,129	4.5%	0
卸売・小売業・飲食店	1,807	2.6%	1,702	2.4%	▲ 104
サービス業	9,900	14.7%	9,597	14.0%	▲ 303
金融・保険業	537	0.8%	623	0.9%	85
地方公共団体	3,847	5.7%	5,543	8.1%	1,696
その他	29,779	44.3%	29,913	43.7%	134
合計	67,170	100.0%	68,302	100.0%	1,131

主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農業	1,701	1,667	▲ 34
穀作	159	143	▲ 15
野菜・園芸	38	29	▲ 9
果樹・樹園農業	45	51	5
工芸作物	0	—	0
養豚・肉牛・酪農	230	200	▲ 29
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	1,227	1,242	15
農業関連団体等	—	—	—
合計	1,701	1,667	▲ 34

(注)1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記『貸出金の業種別残高』の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	1,469	1,377	▲ 91
農業制度資金	232	289	57
農業近代化資金	205	268	63
その他制度資金	27	21	▲ 6
合計	1,701	1,667	▲ 34

(注)1. 「プロパー資金」とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 「農業制度資金」には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. 「その他制度資金」には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はございません。

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況(法定)

(単位:百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6年度	185	41	49	94	185
	7年度	254	37	165	52	254
危険債権	6年度	131	54	48	25	128
	7年度	100	52	27	20	100
要管理債権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	6年度	—	—	—	—	—
	7年度	—	—	—	—	—
小計	6年度	316	95	97	120	313
	7年度	355	89	192	72	355
正常債権	6年度	66,892				
	7年度	68,002				
合計	6年度	67,209				
	7年度	68,358				

(注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はございません。

信用事業(内国為替取扱実績)

(単位:件、百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	49,651	315,975	55,845	312,818
	金 額	51,432	71,593	60,713	71,007
代金取立為替	件 数	—	1	—	—
	金 額	—	0	—	—
雑 為 替	件 数	2,228	800	1,973	5,109
	金 額	755	471	693	543
合 計	件 数	51,879	316,776	57,818	317,927
	金 額	52,188	72,065	61,407	71,550

信用事業(有価証券に関する指標)

種類別有価証券平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国債	13,704	15,534	1,829
地方債	2,625	2,809	183
政府保証債	—	—	—
金融債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	6,525	7,454	928
株式	—	—	—
その他の有価証券	199	199	0
合 計	23,055	25,998	2,942

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はございません。

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合計
令和6年度								
国債	—	—	40	40	1,600	13,000	—	14,680
地方債	—	—	—	—	600	2,030	—	2,630
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	100	1,300	1,200	900	800	3,000	—	7,300
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	200	—	—	—	—	200
令和7年度								
国債	—	—	380	100	2,300	13,100	—	15,880
地方債	—	—	5	—	900	1,954	—	2,859
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	400	1,500	1,310	1,000	900	2,600	—	7,710
株式	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	—	—	200	—	—	—	—	200

信用事業(有価証券等の時価情報等)

有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
売買目的有価証券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位:百万円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	84	85	0	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	84	85	0	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	98	69	▲29	481	429	▲52
	地方債	1,156	1,016	▲139	1,125	868	▲256
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,600	1,230	▲369	1,610	1,084	▲525
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,855	2,316	▲538	3,216	2,382	▲834
合計	2,939	2,402	▲537	3,216	2,382	▲834	

[その他有価証券]

(単位:百万円)

	種類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	415	338	77	424	338	86
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	415	338	77	424	338	86
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	415	338	77	424	338	86
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	—	—	—	—	—	—
	債券	18,751	21,090	▲2,339	18,304	22,613	▲4,309
	国債	12,535	14,431	▲1,895	11,767	15,295	▲3,528
	地方債	1,322	1,465	▲143	1,430	1,724	▲293
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	4,893	5,193	▲300	5,105	5,593	▲487
	その他の証券	157	200	▲42	133	200	▲66
	小 計	18,908	21,290	▲2,381	18,437	22,813	▲4,376
合計	19,324	21,628	▲2,304	18,861	23,151	▲4,290	

金銭の信託の時価情報

該当する取引はございません。

デリバティブ取引・金融等デリバティブ取引・有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はございません。

共済事業

長期共済保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
終身共済	28,885	170,275	28,378	161,786
定期生命共済	491	4,263	506	4,312
養老生命共済	10,789	73,678	9,468	62,825
うちこども共済	5,312	25,758	5,081	23,235
医療共済	17,384	1,411	17,173	1,331
がん共済	3,443	385	3,729	361
定期医療共済	612	2,247	566	2,084
介護共済	2,454	5,191	2,440	5,298
認知症共済	207		201	
生活障害共済	397		402	
特定重度疾病共済	931		994	
年金共済	9,533	202	9,221	188
建物更生共済	37,152	453,185	35,796	443,041
合 計	112,278	710,843	108,874	681,229

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

医療系共済の共済金額保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	17,384	65	17,173	59
がん共済	3,443	1,014	3,729	1,159
定期医療共済	612	20	566	17
合 計	21,439	89	21,468	77
		1,014		80
				1,236

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、医療共済及びがん共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額を記載しています。

介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	2,454	7,285	2,440	7,404
認知症共済	207	376	201	362
生活障害共済(一時金型)	313	1,878	321	1,875
生活障害共済(定期年金型)	84	86	81	82
特定重度疾病共済	931	1,455	994	1,498

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

年金共済の年金保有高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	8,065	5,004	7,686	4,709
年金開始後	1,468	853	1,535	887
合 計	9,533	5,858	9,221	5,597

(注)金額は、年金年額について記載しています。

短期共済新契約高

(単位:件、百万円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	5,777	64,891	98	5,747	64,919	94
自動車共済	32,030		1,244	32,077		1,258
傷害共済	26,424	101,677	8	27,239	100,437	8
団体定期生命共済	—	—	—	—	—	—
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	625		2	635		2
自賠責共済	10,442		172	10,885		180
合 計	75,298		1,525	76,583		1,544

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

購買事業

買取購買品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度		
	供給高	粗収益(手数料)	供給高	粗収益(手数料)	
生産資材	肥料	921	136	927	144
	飼料	642	16	564	13
	農業機械	1,395	285	1,432	291
	農薬	851	116	894	123
	自動車(除く二輪車)	57	5	58	5
	燃料	20	0	7	0
	保温資材	140	17	135	16
	包装資材	190	24	186	24
	建築資材	0	0	3	0
	種苗・素畜	573	29	582	29
	その他	12	2	15	2
計	4,805	633	4,809	653	
生活物資	米	53	3	78	9
	生鮮食品	72	2	63	1
	一般食品	171	31	150	27
	耐久消費財	136	13	186	17
	衣料品	17	2	20	2
	日用保健雑貨	201	19	221	21
	家庭燃料	0	0	0	0
	その他	24	2	23	2
計	677	76	745	83	
合 計	5,483	710	5,554	737	

(注)供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

販売事業

受託販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	2,746	151	2,635	78
麦	29	3	26	3
種子	134	4	214	7
大豆	25	1	14	1
玄そば	53	5	53	5
その他豆類雑穀	5	0	2	0
野菜	450	10	495	12
果実	372	8	379	9
畜産物	2,777	21	3,169	24
花き・花木	476	11	458	11
茶	2	0	1	0
まゆ	0	0	—	—
直売所	2,742	358	2,912	384
インショップ	78	4	77	4
合 計	9,894	584	10,442	542

買取販売品取扱実績

(単位:百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	販売高	粗収益	販売高	粗収益
買取米	150	31	460	34
買取麦	1	0	1	0
買取大豆	3	0	1	0
買取落花生	0	0	0	0
インショップ・学校給食	86	6	85	7
その他	93	3	77	2
合 計	336	43	625	45

(注)販売事業の実績は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

保管事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	保管料	36	34
	検査手数料	12	10
	その他	1	1
	計	50	46
費 用	保管材料費	0	—
	保管労務費	4	5
	その他	6	5
	計	11	10
差 引		39	35

加工事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	製茶	4	3
	ほしいも	189	213
	食品加工	71	75
	精米加工	175	252
	6次加工	14	14
	栗加工	22	16
	大豆加工	38	38
	そば加工	50	44
	計	566	658
費 用	製茶	3	3
	ほしいも	177	186
	食品加工	60	64
	精米加工	151	211
	6次加工	11	12
	栗加工	16	16
	大豆加工	30	31
	そば加工	28	26
計	479	553	
差 引		87	105

利用事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	葬祭事業	2,656	2,368
	育苗事業	143	147
	乾燥施設	59	59
	宅配	2	3
	コイン精米	31	31
	機械利用	26	27
	その他	7	12
	計	2,927	2,651
費 用	葬祭事業	1,725	1,579
	育苗事業	93	91
	乾燥施設	49	46
	宅配	1	1
	コイン精米	6	6
	機械利用	15	19
	その他	5	6
	計	1,897	1,749
差 引		1,030	902

(注)利用事業の収益費用は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

宅地等供給事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	宅地供給高	11	23
	宅地等供給手数料	38	34
	宅地等供給雑収入	85	101
	計	136	159
費 用	宅地受入高	9	22
	宅地等供給雑費	73	86
	その他	0	—
	計	83	108
差 引		52	51

その他事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収 益	直売所	1,698	1,914
	介護福祉	128	136
	旅行	0	0
	簡易郵便局	3	3
	計	1,830	2,054
費 用	直売所	1,576	1,756
	介護福祉	102	101
	旅行	0	—
	簡易郵便局	0	0
	計	1,679	1,857
差 引		151	197

指導事業取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
収入	指導事業補助金	2	5
	実費収入	35	39
	計	37	45
支出	営農改善費	40	40
	生活改善費	18	21
	教育広報費	26	27
	農政活動費	2	1
	計	88	90
差 引		▲ 50	▲ 44

直売事業(直売所・インショップ等)取扱実績

(単位:百万円)

項 目		令和6年度	令和7年度
取扱高	生産者からの受託販売高(※1)	2,742	2,912
	その他商品の受託売上高	865	918
	その他商品の買取売上高	1,456	1,656
	計	5,064	5,487
収 益	生産者からの受託手数料(※1)	358	384
	その他商品の受託手数料(※2)	196	208
	その他商品の買取売上高(※2)	1,456	1,656
	その他(※2)	44	49
	計	2,056	2,299
費 用	その他商品の買取仕入高(※2)	1,070	1,228
	その他(※2)	505	527
	計	1,576	1,756
差 引		479	543

(注)※1の項目は販売事業にも記載しています。

(注)※2の項目はその他事業にも記載しています。

自己資本の充実 の状況編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,863	14,180
うち、出資金及び資本準備金の額	7,158	7,361
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	6,867	6,935
うち、外部流出予定額(△)	96	—
うち、上記以外に該当するものの額	65	115
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4	3
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額(イ)	13,867	14,184
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	18	16
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	18	16
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

項 目	令和6年度	令和7年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	18	16
自己資本		
自己資本の額((イ)―(ロ)) (ハ)	13,849	14,167
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	92,074	90,473
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	11,183	2,358
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	103,257	92,831
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	13.41%	15.26%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するLMIについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,225	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	14,636	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,484	—	—
外国の中央政府等以外の公共 部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	644	128	5
金融機関及び第一種金融商品 取引業者向け	233,396	46,679	1,867
法人等向け	7,229	3,294	131
中小企業等向け及び 個人向け	8,161	2,650	106
抵当権付住宅ローン	14,466	2,988	119
不動産取得等事業向け	1,204	1,154	46
三月以上延滞等	117	37	1
取立未済手形	30	6	0
信用保証協会等保証付	35,215	3,504	140
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	1,984	1,984	79
(うち出資等のエクスポ ージャー)	1,984	1,984	79
(うち重要な出資のエク スポージャー)	—	—	—
上記以外	19,889	29,644	1,185
(うち他の金融機関等の対象 資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部 TLAC関連調達手段に該当 するもの以外のものに係るエ クスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業 協同組合連合会の対象資本 調達手段に係るエクスポ ージャー)	6,539	16,349	653
(うち特定項目のうち調整項 目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百 分の十を超える議決権を保 有している他の金融機関等 に係るその他外部TLAC関連 調達手段に関するエクスポ ージャー)	—	—	—

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	—		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	13,349	13,294	531
証券化	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	200	0	0
(うちルックスルー方式)	200	0	0
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	344,885	92,074	3,682
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	344,885	92,074	3,682
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	11,183	所要自己資本額 b=a×4% 447
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	103,257	所要自己資本額 b=a×4% 4,130

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことで
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
<オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>
(粗利益(正の値の場合に限る)×15%)の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,200	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	15,801	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,429	—	—
外国の中央政府等以外の公共 部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	1,037	207	8
金融機関、第一種金融商品取 引業者及び保険会社向け	223,793	44,803	1,792
（うち第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け）	501	100	4
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向け を含む。)	7,058	3,039	121
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	12,260	5,776	231
（うちトランザクター向け）	2	1	0
不動産関連向け	14,471	3,341	133
（うち自己居住用不動産等向 け）	13,490	2,781	111
（うち賃貸用不動産向け）	980	559	22
（うち事業用不動産関連向 け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向 け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証 券等	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動 産関連向けを除く。)	152	92	3
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	16	12	0
取立未済手形	52	10	0
信用保証協会等による保証付	35,006	3,483	139
株式会社地域経済活性化支援 機構等による保証付	—	—	—
株式等	1,438	1,438	57
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	17,638	28,267	1,130
（うち重要な出資のエク スポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象 資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部 TLAC関連調達手段に該当 するもの以外のものに係るエ クスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象 資本調達手段に係るエク スポージャー）	6,539	16,349	653

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	—		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	546	1,365	54
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	10,552	10,552	422
証券化	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	200	0	0
(うちルックスルー方式)	200	0	0
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	338,559	90,473	3,618
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	338,559	90,473	3,618
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	2,358	所要自己資本額 b=a×4% 94
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	92,831	所要自己資本額 b=a×4% 3,713

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,358
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	94
BI	1,572
BIC	188

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載していません。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

信用リスクに関する事項

標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
国内		344,685	67,355	24,411	117	338,359	68,502	26,216	169
国外		—	—	—	—	—	—	—	—
地域別残高計		344,685	67,355	24,411	117	338,359	68,502	26,216	169
法人	農業	198	198	—	—	192	192	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	296	1	295	—	796	0	795	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	689	88	600	—	771	70	701	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,604	—	1,604	—	1,604	—	1,604	—
	運輸・通信業	1,303	—	1,303	—	1,314	—	1,314	—
	金融・保険業	242,370	—	2,904	—	233,136	—	2,704	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,001	577	439	—	2,219	341	439	—
	日本国政府・地方公共団体	21,770	4,507	17,262	—	25,263	6,606	18,656	—
	上記以外	16	16	—	—	37	37	—	—
個人		61,965	61,965	—	117	61,252	61,252	—	169
その他		11,468	—	—	—	11,770	—	—	—
業種別残高計		344,685	67,355	24,411	117	338,359	68,502	26,216	169
1年以下		232,445	674	100		222,992	439	401	
1年超3年以下		2,518	1,215	1,302		3,548	2,047	1,500	
3年超5年以下		4,047	2,805	1,241		4,541	2,845	1,696	
5年超7年以下		3,518	2,670	847		2,905	1,900	1,005	
7年超10年以下		5,608	2,612	2,996		7,560	3,480	4,079	
10年超		74,785	56,863	17,922		74,660	57,127	17,532	
期限の定めのないもの		21,761	513	—		22,150	661	—	
残存期間別残高計		344,685	67,355	24,411		338,359	68,502	26,216	
平均残高計		350,109	67,588	22,867		341,066	68,294	25,803	

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	4	—	0	4	4	3	—	4	3
個別貸倒引当金	134	120	4	130	120	120	73	38	81	73

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区分	令和6年度						令和7年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	134	120	4	130	120	/	120	73	38	81	73	/
国外	—	—	—	—	—	/	—	—	—	—	—	/
地域別計	134	120	4	130	120	/	120	73	38	81	73	/
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	134	120	4	130	120	—	120	73	38	81	73	—
業種別計	134	120	4	130	120	—	120	73	38	81	73	—

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位:百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	1,200	—	1,200	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	15,801	—	15,801	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	8,429	—	8,429	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	1,037	—	1,037	—	207	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	223,793	—	223,793	—	44,803	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	501	—	501	—	100	20
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	7,058	—	7,058	—	3,039	43
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	12,249	101	11,906	10	5,776	48
（うちランザクター向け）	45	—	26	—	2	1	45
不動産関連向け	20~150	14,471	—	14,421	—	3,341	23
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	13,490	—	13,488	—	2,781	21
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	980	—	932	—	559	60
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	83	0	83	0	92	111
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	12	—	12	—	12	100
取立未済手形	20	52	—	52	—	10	20
信用保証協会等による保証付	0~10	35,006	—	34,835	—	3,483	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	1,438	—	1,438	—	1,438	100

[令和7年度]

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	17,638	—	17,638	—	28,267	160
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250～400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	6,539	—	6,539	—	16,349	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	546	—	546	—	1,365	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	10,552	—	10,552	—	10,552	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	200	—	200	—	0	0
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—					—	
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					90,473	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位:百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)										合計		
	0%	20%	50%	100%	150%	その他							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,801	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,801		
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	8,429	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8,429		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地方三公社向け	—	—	1,037	—	—	—	—	—	—	—	1,037		
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	223,470	261	—	61	—	—	—	0	—	—	223,793		
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	501	—	—	—	—	—	—	—	—	—	501		
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1,801	5,056	200	—	—	—	—	—	0	—	7,058		
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
株式等	—	—	—	1,438	—	—	—	—	—	—	1,438		
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	2	809	1,477	9,626	—	—	—	—	—	—	11,916		
(うちトランザクター向け)	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	1,980	—	—	—	532	—	—	—	—	—	—	10,974	13,488
うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	932	—	—	—	—	—	0	932
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	932
うち貸貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	60%	その他	合計										
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うちADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	13	37	32	0	—	—	—	—	—	—	83		
自己居住用不動産等向け	—	—	12	—	—	—	—	—	—	—	12		
エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,200		
取立未済手形	—	—	52	—	—	—	—	—	—	—	52		
信用保証協会等による保証付	—	34,832	—	—	—	—	—	—	—	3	34,835		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リ 勘 ス 案 後 削 残 減 高 効 果	リスク・ウエイト0%	—	23,191	23,191
	リスク・ウエイト2%	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	35,045	35,045
	リスク・ウエイト20%	1,302	253,611	254,913
	リスク・ウエイト35%	—	680	680
	リスク・ウエイト50%	5,344	178	5,523
	リスク・ウエイト75%	—	1,973	1,973
	リスク・ウエイト100%	—	16,800	16,800
	リスク・ウエイト150%	—	15	15
	リスク・ウエイト250%	—	6,539	6,539
	その他	—	—	—
	リスク・ウエイト1250%	—	—	—
計	6,647	338,038	344,685	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	307,556	—	—	307,099
40%～70%	6,425	26	10%	6,379
75%	1,031	67	10%	1,010
80%	—	—	—	—
85%	2,606	—	—	2,593
90%～100%	1,546	—	—	1,527
105%～130%	—	—	—	—
150%	32	0	10%	32
250%	1,438	—	—	1,438
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	8	10%	1
合計	320,637	102	10%	320,081

(注)

最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	220	—	—
中小企業等向け及び個人向け	85	5,831	—
抵当権付住宅ローン	—	13,767	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	22	28	—
合計	328	19,628	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位:百万円)

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	86	6,938	—
自己居住用不動産等向け	—	12,929	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係 る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	86	19,868	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はございません。

マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は「リスク管理の状況」(P. 15)をご参照ください。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILD(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILD、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)
該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた联合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	8,524	8,524	8,524	8,524
合計	8,524	8,524	8,524	8,524

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	157	200
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。

具体的な金利リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。

なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

該当ありません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項該当ありません。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方平行シフト	1,320	1,742	138	221
2	下方平行シフト	—	—	62	0
3	スティープ化	1,666	1,963		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	442	582		
7	最大値	1,666	1,963	138	221
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	13,849		13,849	

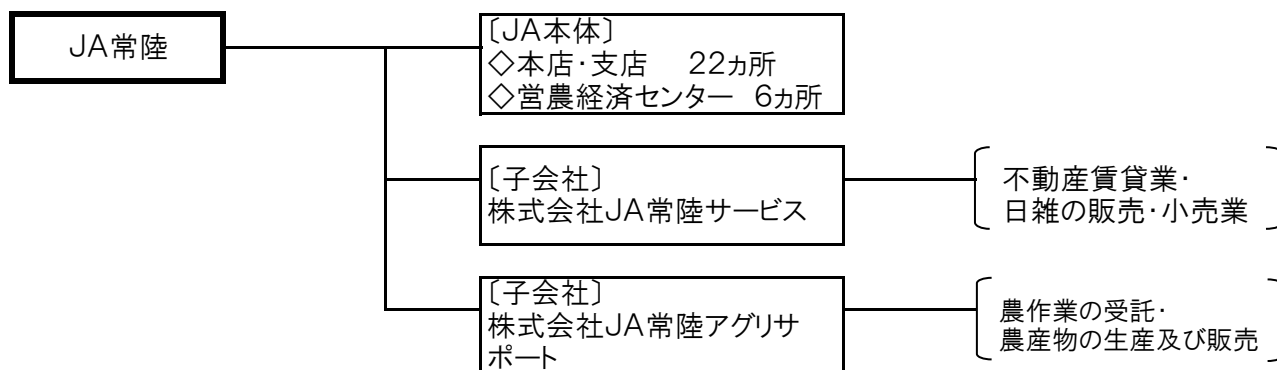
連結情報編

金額・比率は単位未満を切り捨てにより表示しております。
よって、合計が一致しない場合があります。

グループの概況

1. グループの事業系統図

JA常陸のグループは、当JAと子会社2社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は2社です。
なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



2. 子会社等の状況

(単位:百万円)

名 称	主たる営業所 又は事務所の 所在地	事業の内容	設立 年月日	資本金又 は出資金	当JAの議 決権比率	当JA及び他の 子会社等の 議決権比率
株式会社JA常陸 サービス	常陸太田市 山下町3889	不動産賃貸業・ 日雑の販売・小売業	H2.5.23	96	100.0%	100.0%
株式会社JA常陸 アグリサポート	常陸大宮市 東野3218-2	農作業の受託・ 農産物の生産及び販売	H14.7.29	99	99.3%	99.3%

3. 連結事業概況(令和7年度)

◇ 連結事業の概況

① 事業の概況

連結決算の内容は、連結経常利益6億46百万円、連結当期剰余金1億74百万円、連結純資産120億10百万円、連結総資産3,383億59百万円で、連結自己資本比率は15.42%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

ア. 株式会社JA常陸サービス

令和7年度の(株)JA常陸サービスの売上高は6億70百万円となり、経常利益は7百万円、当期純利益は6百万円となりました。

総資産は5億21百万円、純資産は3億92百万円となりました。

イ. 株式会社JA常陸アグリサポート

令和7年度の(株)JA常陸アグリサポートの売上高は7億21百万円となり、経常利益は28百万円、当期純利益は27百万円となりました。

総資産は3億37百万円、純資産は1億91百万円となりました。

4. 最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位:百万円、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
連結経常収益 (事業収益)	15,960	15,020	14,861	15,384	15,815
信用事業収益	2,463	2,411	2,420	2,531	2,971
共済事業収益	1,478	1,413	1,307	1,273	1,278
農業関連事業収益	7,830	8,006	8,037	8,511	8,864
その他事業収益	4,188	3,188	3,094	3,068	2,700
連結経常利益	451	567	511	489	646
連結当期剰余金	229	349	119	338	174
連結純資産額	15,308	14,781	15,077	14,627	12,010
連結総資産額	350,055	346,165	349,282	347,231	338,359
連結自己資本比率	11.07%	11.89%	12.71%	13.67%	15.42%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

5. 連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年1月31日現在)		令和7年度 (令和8年1月31日現在)	
(資産の部)				
1. 信用事業資産		323,495		314,926
(1)現金	1,229		1,208	
(2)預金	231,622		221,832	
(3)有価証券	22,264		22,078	
(4)貸出金	67,084		68,232	
(5)その他の信用事業資産	1,417		1,649	
(6)貸倒引当金	▲ 123		▲ 75	
2. 共済事業資産		13		25
(1)その他の共済事業資産	13		25	
3. 経済事業資産		4,287		4,664
(1)経済事業未収金	1,543		1,551	
(2)経済受託債権	1,815		2,208	
(3)棚卸資産	836		792	
(4)リース債権及びリース投資資産	0		0	
(5)その他の経済事業資産	94		113	
(6)貸倒引当金	▲ 2		▲ 1	
4. 雑資産		786		716
5. 固定資産		9,675		9,620
(1)有形固定資産	9,649		9,598	
建物	12,443		12,431	
機械装置	2,757		2,835	
土地	5,694		5,662	
リース資産	31		31	
建設仮勘定	4		23	
その他の有形固定資産	2,777		2,873	
減価償却累計額	▲ 14,060		▲ 14,260	
(2)無形固定資産	25		22	
その他の無形固定資産	25		22	
6. 外部出資		8,329		8,329
(1)外部出資	8,329		8,329	
7. 繰延税金資産		643		77
資産の部合計		347,231		338,359

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年1月31日現在)		令和7年度 (令和8年1月31日現在)	
(負 債 の 部)				
1. 信用事業負債		325,628		316,186
(1)貯金	325,172		315,364	
(2)借入金	3		—	
(3)その他の信用事業負債	452		821	
2. 共済事業負債		984		984
(1)共済資金	458		471	
(2)その他の共済事業負債	525		512	
3. 経済事業負債		2,345		1,268
(1)経済事業未払金	946		812	
(2)その他の経済事業負債	1,398		455	
4. 経済借入金		—		3,646
5. 雑負債		877		978
(1)未払法人税	110		130	
(2)リース債務	17		12	
(3)資産除去債務	14		14	
(4)その他の負債	734		821	
6. 諸引当金		1,632		2,131
(1)賞与引当金	70		72	
(2)退職給付に係る負債	1,532		2,022	
(3)役員退職慰労引当金	17		23	
(4)その他の引当金	11		12	
7. 再評価に係る繰延税金負債		1,136		1,155
負債の部合計		332,604		326,349
(純 資 産 の 部)				
1. 組合員資本		14,297		14,552
(1)出資金	7,158		7,361	
(2)資本剰余金	0		0	
(3)利益剰余金	7,215		7,317	
(4)処分未済持分	▲ 65		▲ 115	
(5)子会社の所有する親組合出資金	▲ 10		▲ 10	
2. 評価・換算差額等		328		▲ 2,543
(1)その他有価証券評価差額金	▲ 2,038		▲ 4,290	
(2)土地再評価差額金	2,858		2,806	
(3)退職給付に係る調整累計額	▲ 491		▲ 1,059	
3. 非支配株主持分		1		1
純資産の部合計		14,627		12,010
負債及び純資産の部合計		347,231		338,359

6. 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)		令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)	
1. 事業総利益		6,198		6,242
(1)信用事業収益		2,531		2,971
資金運用収益	2,352		2,776	
(うち預金利息)	(1,276)		(1,539)	
(うち有価証券利息)	(171)		(203)	
(うち貸出金利息)	(671)		(815)	
(うちその他受入利息)	(233)		(217)	
役務取引等収益	80		81	
その他事業直接収益	—		7	
その他経常収益	98		106	
(2)信用事業費用		303		641
資金調達費用	98		438	
(うち貯金利息)	(94)		(434)	
(うち給付補てん備金繰入)	(0)		(0)	
(うちその他支払利息)	(3)		(3)	
役務取引等費用	38		41	
その他経常費用	166		161	
(うち貸倒引当金戻入益)	(▲4)		(▲9)	
信用事業総利益		2,227		2,330
(3)共済事業収益		1,273		1,278
共済付加収入	1,193		1,172	
その他共済事業収益	79		106	
(4)共済事業費用		64		66
共済推進費	20		23	
その他共済事業費用	44		43	
共済事業総利益		1,208		1,211
(5)購買事業収益		5,104		5,165
購買品供給高	4,905		4,966	
購買手数料	38		43	
その他購買事業収益	160		156	
(6)購買事業費用		4,615		4,656
購買品供給原価	4,326		4,377	
購買品供給費	252		237	
その他購買事業費用	36		41	
購買事業総利益		488		509
(7)販売事業収益		979		863
販売品販売高	336		233	
販売手数料	584		561	
その他販売事業収益	58		69	

(単位:百万円)

科 目	令和6年度 (令和6年2月1日から令和7年1月31日)			令和7年度 (令和7年2月1日から令和8年1月31日)		
	(8)販売事業費用		408		289	
販売品販売原価	188			28		
販売費	155			190		
その他販売事業費用	63			70		
販売事業総利益			571			574
(9)その他事業収益		5,496		5,535		
(10)その他事業費用		3,794		3,919		
その他事業総利益			1,702			1,616
2. 事業管理費			5,884			5,778
(1)人件費		3,792		3,631		
(2)その他事業管理費		2,091		2,147		
事業利益			314			463
3. 事業外収益			384			411
(1)受取雑利息		5		22		
(2)受取出資配当金		155		156		
(3)その他の事業外収益		223		232		
4. 事業外費用			209			228
(1)その他の事業外費用		209		228		
経常利益			489			646
5. 特別利益			64			149
(1)固定資産処分益		0		1		
(2)その他の特別利益		64		147		
6. 特別損失			87			165
(1)固定資産処分損		58		25		
(2)減損損失		19		11		
(3)その他の特別損失		10		128		
税金等調整前当期利益			466			629
法人税、住民税及び事業税			142			163
法人税等調整額			▲ 14			291
法人税等合計			127			454
当期利益			338			174
非支配株主に帰属する当期利益			▲0			0
当期剰余金			338			174

7. 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	(令和6年2月1日から令和7年1月31日)	(令和7年2月1日から令和8年1月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	466	629
減価償却費	371	429
減損損失	19	11
貸倒引当金の増減額(▲は減少)	▲ 10	▲ 48
賞与引当金の増減額(▲は減少)	▲ 1	2
退職給付に係る負債の増減額(▲は減少)	▲ 47	▲ 78
その他引当金の増減額(▲は減少)	▲ 13	6
信用事業資金運用収益	▲ 2,351	▲ 2,771
信用事業資金調達費用	98	438
受取雑利息及び受取出資配当金	▲ 161	▲ 179
支払雑利息	—	—
有価証券関係損益(▲は益)	▲ 1	▲ 12
固定資産売却損益(▲は益)	58	23
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増(▲)減	394	▲ 960
預金の純増(▲)減	3,656	10,300
貯金の純増(▲)減	121	▲ 9,807
信用事業借入金の純増(▲)減	▲ 2,967	▲ 3
その他の信用事業資産の純増(▲)減	▲ 7	▲ 19
その他の信用事業負債の純増(▲)減	37	4
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増(▲)減	▲ 56	13
未経過共済付加収入の純増(▲)減	▲ 10	▲ 15
その他の共済事業資産の純増(▲)減	▲ 7	▲ 11
その他の共済事業負債の純増(▲)減	4	2
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増(▲)減	▲ 103	▲ 7
経済受託債権の純増(▲)減	▲ 1,079	▲ 393
棚卸資産の純増(▲)減	24	43
支払手形及び経済事業未払金の純増(▲)減	201	▲ 134
経済受託債務の純増(▲)減	868	▲ 959
その他の経済事業資産の純増(▲)減	▲ 24	▲ 19
その他の経済事業負債の純増(▲)減	▲ 10	17
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増(▲)減	56	50
その他の負債の純増(▲)減	33	69
未払消費税等の増減額(▲は減少)	▲ 40	31
信用事業資金運用による収入	2,440	2,559
信用事業資金調達による支出	▲ 65	▲ 260
小 計	1,890	▲ 1,050

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
	(令和6年2月1日から令和7年1月31日)	(令和7年2月1日から令和8年1月31日)
雑利息及び出資配当金の受取額	161	179
雑利息の支払額	—	—
法人税等の支払額	▲ 209	▲ 143
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,843	▲ 1,014
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	▲ 3,114	▲ 2,970
有価証券の売却による収入	—	1,007
有価証券の償還による収入	865	176
補助金の受入れによる収入	8	123
固定資産の取得による支出	▲ 572	▲ 581
固定資産の売却による収入	52	26
外部出資による支出	—	—
外部出資の売却等による収入	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 2,760	▲ 2,218
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	—	3,646
設備借入金の返済による支出	—	—
出資の増額による収入	462	361
出資の払戻しによる支出	▲ 125	▲ 158
持分の取得による支出	▲ 80	▲ 115
持分の譲渡による収入	80	65
出資配当金の支払額	▲ 73	▲ 76
財務活動によるキャッシュ・フロー	263	3,721
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	▲ 647	508
6 現金及び現金同等物の期首残高	3,282	2,627
7 現金及び現金同等物の期末残高	2,627	3,115

令和6年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 : 2社

連結子会社の名称 : 株式会社JA常陸サービス、株式会社JA常陸アグリサポート

(2) 持分法の適用に関する注記

持分法適用の関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)

その他有価証券

① 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(一品管理) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(グループ管理) : 売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売品(米・大豆等) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

加工品(ほしいも) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

宅地等(販売用不動産) : 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産 : 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4)引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しています。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 葬祭友の会引当金

笠間地区の「あんしん友の会」会員の割引特典額制度の利用に伴う費用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を合理的に見積り計上しています。

(5)収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、ほいも・精米加工・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う(又は提供する)事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 直売所(販売事業・その他事業)

組合員が生産・加工した農産物等を、当組合の直売所を利用して委託販売しようとする事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、受託品の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び受託販売品の販売委託者に支払った概算金、追加払い、精算金を計上しております。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しています。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点または代金等を弁済した時点で組合員に所有権を移転しております。

素牛の受入高については、損益計算書の購買品受入高に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。組合員が肥育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、貸借対照表の経済事業資産に計上しています。また、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し、所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益に計上しています。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として役務・サービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 648百万円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っております。

課税所得の見積額については、令和7年1月に作成した事業計画書を基礎として、連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 19百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和7年1月に作成した事業

計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 125百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法は、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,628百万円であり、その内訳は、次のとおりです。
(単位:百万円)

建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	土地	合計
1,404	92	1,035	54	30	10	2,628

(2) 担保に供している資産

定期預金8,008百万円を為替決済取引にかかる決済保証金及び公金取扱の差入のために担保に供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 91百万円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は185百万円、危険債権額は131百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は316百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一

部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成12年1月31日及び平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,385百万円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、さとみ加工・物流センターは組合全体の共用資産としております。さらに、営農経済センター、資材センター、直売所及び農機センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
美川支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
里美支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
里美サービスセンター	営業用店舗	建物等	一般資産
高萩介護支援センター	営業用店舗	土地	一般資産
旧伊勢畑支店	賃貸用固定資産	土地、建物	業務外固定資産
旧市毛支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
小瀬倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧黒沢支店敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧里美支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
馬場町土地	遊休資産	土地	業務外固定資産
松平牛込河原	遊休資産	土地	業務外固定資産
郡戸消防跡地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧豊浦直売所	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧里美加工所	遊休資産	建物等	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

里美支店、里美サービスセンター、高萩介護支援センターについては、事業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

美川支店については、土地の時価が著しく下落しており、減損の兆候に該当するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、旧伊勢畑支店の資産は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:百万円)

場所	減損損失に計上した額	うち土地	うち建物等
美川支店	7	3	4
里美支店	2	0	1
里美サービスセンター	0	—	0
高萩介護支援センター	0	0	—
旧伊勢畑支店	0	0	0
旧市毛支店	2	2	—
小瀬倉庫敷地	0	0	—
旧黒沢支店敷地	0	0	—
旧里美支店	0	0	—
馬場町土地	0	0	—
松平牛込河原	0	0	—
郡戸消防跡地	0	0	—
旧豊浦直売所	0	0	—
旧里美加工所	4	—	4
合計	19	7	11

④ 回収可能価額の算定方法

一般資産及び賃貸用固定資産の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額等に基づき算定しています。

遊休資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、244千円の棚卸評価損が含まれています。

宅地等供給事業費用には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、64千円の棚卸評価損が含まれています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.26%上昇したものと想定した場合には、経済価値357百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	231,622	231,105	▲517
有価証券			
満期保有目的の債券	2,939	2,402	▲537
其他有価証券	19,324	19,324	—
貸出金	67,084		
貸倒引当金(*1)	▲123		
貸倒引当金控除後	66,960	67,126	165
資産計	320,848	319,958	▲889
貯金	325,172	324,484	▲687
負債計	325,172	324,484	▲687

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,329
合計	8,329

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	231,622	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	28	30	30
其他有価証券のうち満期があるもの	142	540	840
貸出金(*1,2)	4,767	3,757	3,524
合計	236,560	4,328	4,395
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	—	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	30	70	2,755
其他有価証券のうち満期があるもの	540	897	18,860
貸出金(*1,2)	3,944	3,041	47,974
合計	4,515	4,009	69,591

(*1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)529百万円については「1年以内」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等74百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(*1)	304,367	5,399	10,767
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	432	4,205	—

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	国債	84	85	0
	小計	84	85	0
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	98	69	▲29
	地方債	1,156	1,016	▲139
	社債	1,600	1,230	▲369
	小計	2,855	2,316	▲538
合計		2,939	2,402	▲537

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債券			
	社債	415	338	77
	小計	415	338	77
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券			
	国債	12,535	14,431	▲1,895
	地方債	1,322	1,465	▲143
	社債	4,893	5,193	▲300
	受益証券	157	200	▲42
	小計	18,908	21,290	▲2,381
合計		19,324	21,628	▲2,304

(2) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当事業年度中に売却したその他有価証券はありません。

(4) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5) 当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価値が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

8. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,094百万円
勤務費用	163百万円
利息費用	20百万円
数理計算上の差異の発生額	▲220百万円
退職給付の支払額	▲253百万円
過去勤務費用の発生額	▲100百万円
期末における退職給付債務	2,703百万円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,197百万円
期待運用収益	16百万円
数理計算上の差異の発生額	▲0百万円
特定退職金共済制度への拠出金	142百万円
確定給付型年金制度への拠出金	6百万円
退職給付の支払額	▲209百万円
期末における年金資産	2,153百万円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,703百万円
特定退職金共済制度	▲1,970百万円
確定給付型年金制度	▲183百万円
未積立退職給付債務	549百万円
未認識過去勤務費用	98百万円
未認識数理計算上の差異	392百万円
貸借対照表計上額純額	1,041百万円
退職給付引当金	1,041百万円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	165百万円
利息費用	20百万円
期待運用収益	▲16百万円
数理計算上の差異の費用処理額	▲19百万円
過去勤務費用の費用処理額	▲2百万円
合計	147百万円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	64%
年金保険投資	23%
現金及び預金	5%
一般勘定	8%
合計	100%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.22%
長期期待運用収益率	0.70%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金55百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、429百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	286百万円
賞与引当金	19百万円
賞与対応未払社会保険料	3百万円
未払事業税	7百万円
未収利息	8百万円
組合員組織助成金	1百万円
資産除去債務	4百万円
役員退職慰労引当金	4百万円
減価償却(減損損失分)	100百万円
年度末賞与及び未払社会保険料	33百万円
土地(減損損失分)	190百万円
減価償却(借地土盛費用)	22百万円
その他有価証券評価差損	635百万円
その他	70百万円
繰延税金資産小計	1,387百万円
評価性引当額	▲739百万円
繰延税金資産合計(A)	648百万円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲0百万円
固定資産過大計上額(資産除去債務)	▲3百万円
繰延税金負債合計(B)	▲4百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	643百万円

(2) 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。

10. 収益認識に関する注記

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記

(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記

① 当該資産除去債務の概要

当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は30年、割引率は0.7%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	14百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円
時の経過による調整額	0百万円
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	<u>－百万円</u>
期末残高	14百万円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、建物等の施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等の施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2)当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は1,074百万円です。

令和7年度 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 : 2社

連結子会社の名称 : 株式会社JA常陸サービス、株式会社JA常陸アグリサポート

(2) 持分法の適用に関する注記

持分法適用の関連法人はありません。

(3) 連結される子会社及び子会社等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうちの当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 : 償却原価法(定額法)

その他有価証券

① 時価のあるもの : 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② 市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品(一品管理) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

購買品(グループ管理) : 売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

販売品(米・大豆等) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

加工品(ほしいも) : 総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

宅地等(販売用不動産) : 個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他の棚卸資産 : 最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

取得価額10万円以上20万円未満の一括償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

(4)引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産自己査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定額法により費用処理しています。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 葬祭友の会引当金

笠間地区の「あんしん友の会」会員の割引特典額制度の利用に伴う費用に備えるため、将来使用されると見込まれる額を合理的に見積り計上しています。

(5)収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ 保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ 加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、ほいも・精米加工・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・保冷貯蔵庫・冠婚葬祭施設等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ 宅地等供給事業

組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスを行う(又は提供する)事業であり、利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。

⑦ 直売所(販売事業・その他事業)

組合員が生産・加工した農産物等を、当組合の直売所を利用して委託販売しようとする事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、受託品の販売時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑧ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

(6)消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

(7)その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

② 米共同計算

当組合は生産者が生産した農産物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が行いプール計算を行う「JA共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び受託販売品の販売委託者に支払った概算金、追加払い、精算金を計上しております。また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金(前受金を含む)を計上しております。

共同計算にかかる収入(販売代金等)と支出(概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等)の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

③ 預託家畜

当組合は預託家畜事業を実施しており、預託家畜の所有権を組合に留保する売買契約を締結しています。

預託家畜については、組合が組合員に売り渡すか、組合員が組合の承諾を得て他に転売するまでの間は組合が所有権を留保し、転売した時点または代金等を弁済した時点で組合員に所有権を移転しております。

素牛の受入高については、損益計算書の購買品受入高に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。組合員が肥育している素牛の預託家畜売買代金相当額については、貸借対照表の経済事業資産に計上しています。また、経済事業資産に計上する預託家畜売買代金に関し、所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益に計上しています。

④ 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として役務・サービスの提供に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

I 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 81百万円(繰延税金負債との相殺前)

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っております。

課税所得の見積額については、令和8年1月に作成した事業計画書を基礎として、連結グループが将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

II 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 11百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判断を実施しております。

減損の要否にかかる判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和8年1月に作成した事業

計画書を基礎として算出しており、事業計画書以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅲ 貸倒引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 貸倒引当金 77百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法は、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は2,733百万円であり、その内訳は、次のとおりです。
(単位:百万円)

建物	構築物	機械装置	車両運搬具	工具器具備品	土地	合計
1,405	92	1,143	51	30	10	2,733

(2) 担保に供している資産

定期預金8,008百万円を為替決済取引にかかる決済保証金及び公金取扱の差入のために担保に供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権

理事に対する金銭債権の総額 90百万円

(4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は254百万円、危険債権額は100百万円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は355百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(5) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一

部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成12年1月31日及び平成13年1月31日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 2,401百万円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

5. 損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、事業店舗については、支店及び事業所を基本にグルーピングし、業務外固定資産(遊休資産及び賃貸資産)については各固定資産をグルーピングの単位としています。

また、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、本店、さとみ加工・物流センターは組合全体の共用資産としております。さらに、営農経済センター、資材センター、直売所及び農機センターは各地区の共用資産としております。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下の通りです。

場所	用途	種類	その他
美川支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
里美支店	営業用店舗	土地、建物等	一般資産
旧伊勢畑支店	賃貸用固定資産	土地	業務外固定資産
旧本米崎支所事務所	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
小瀬倉庫敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧黒沢支店敷地	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧奥久慈加工所	遊休資産	建物等	業務外固定資産
旧里美支店	遊休資産	土地	業務外固定資産
松平牛込河原	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧竜神ティサービスセンター-だいすき	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
旧豊浦加工所	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧豊浦直売所	遊休資産	土地	業務外固定資産
旧花園才丸直売所	遊休資産	土地、建物	業務外固定資産
旧ふれあいプラザ瓜連	遊休資産	建物等	業務外固定資産

② 減損損失の認識に至った経緯

美川支店・里美支店については、事業収支が連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、業務外固定資産のうち、旧伊勢畑支店の資産は賃貸用固定資産として使用されていますが、使用価値が帳簿価値まで達しないため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産については、早期処分対象であることから、処分可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

③ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

(単位:百万円)

場所	減損損失に計上した額	うち土地	うち建物等
美川支店	4	0	4
里美支店	0	0	0
旧伊勢畑支店	0	0	—
旧本米崎支所事務所	0	0	0
小瀬倉庫敷地	0	0	—
旧黒沢支店敷地	0	0	—
旧奥久慈加工所	0	—	0
旧里美支店	0	0	—
松平牛込河原	0	0	—
旧竜神デイサービスセンター-だいすき	1	0	1
旧豊浦加工所	0	0	—
旧豊浦直売所	0	0	—
旧花園才丸直売所	0	0	0
旧ふれあいプラザ瓜連	1	—	1
合計	11	2	9

④ 回収可能価額の算定方法

一般資産及び賃貸用固定資産の固定資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額等に基づき算定しています。

遊休資産の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価には不動産鑑定評価額または固定資産税評価額等に基づき算定しています。

(2) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、502千円の棚卸評価損が含まれています。

6. 金融商品に関する注記

I 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を茨城県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部署を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券及び満期保有目的に分類している債券、貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.36%上昇したものと想定した場合には、経済価値364百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	221,832	221,264	▲567
有価証券			
満期保有目的の債券	3,216	2,382	▲834
其他有価証券	18,861	18,861	—
貸出金	68,232		
貸倒引当金(*1)	▲75		
貸倒引当金控除後	68,156	67,431	▲724
資産計	312,067	309,940	▲2,127
貯金	315,364	314,408	▲956
経済借入金	3,646	3,617	▲28
負債計	319,010	318,026	▲984

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下 OIS という)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額
外部出資	8,329
合計	8,329

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預金	221,832	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	33	30	30
其他有価証券のうち満期があるもの	442	840	740
貸出金(*1,2)	4,502	3,750	4,301
合計	226,811	4,621	5,072
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	—	—	—
有価証券			
満期保有目的の債券	370	80	2,678
其他有価証券のうち満期があるもの	973	545	19,816
貸出金(*1,2)	3,326	3,122	49,168
合計	4,670	3,748	71,663

(*1)貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)536百万円については「1年以内」に含めています。

(*2)貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等60百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(*1)	290,760	8,977	10,955
経済借入金	3,646	—	—
合計	294,406	8,977	10,955
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	3,252	1,418	—
経済借入金	—	—	—
合計	3,252	1,418	—

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7. 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	国債	481	429	▲52
	地方債	1,125	868	▲256
	社債	1,610	1,084	▲525
	小計	3,216	2,382	▲834
合計		3,216	2,382	▲834

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

種類		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えるもの	債券			
	社債	424	338	86
	小計	424	338	86
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却原 価を超えないもの	債券			
	国債	11,767	15,295	▲3,528
	地方債	1,430	1,724	▲293
	社債	5,105	5,593	▲487
	受益証券	133	200	▲66
	小計	18,437	22,813	▲4,376
合計		18,861	23,151	▲4,290

(2)当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3)当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	1,007 百万円	7 百万円	—
国債	907 百万円	7 百万円	—
社債	100 百万円	—	—
合計	1,007 百万円	7 百万円	—

(4)当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

(5)当事業年度中において、減損処理を行った有価証券

市場価格のない株式等の減損処理にあたっては、財政状態の悪化により実質価値が著しく低下した場合には、回収可能性等を考慮して減損処理を行っています。

8. 退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度並びに(一財)全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び資産並びに退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	2,703百万円
勤務費用	137百万円
利息費用	33百万円
数理計算上の差異の発生額	▲318百万円
退職給付の支払額	▲171百万円
過去勤務費用の発生額	▲323百万円
期末における退職給付債務	2,060百万円

③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	2,153百万円
期待運用収益	17百万円
数理計算上の差異の発生額	2百万円
特定退職金共済制度への拠出金	135百万円
確定給付型年金制度への拠出金	5百万円
退職給付の支払額	▲155百万円
期末における年金資産	2,157百万円

④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,060百万円
特定退職金共済制度	▲1,978百万円
確定給付型年金制度	▲178百万円
未積立退職給付債務	▲97百万円
未認識過去勤務費用	395百万円
未認識数理計算上の差異	663百万円
貸借対照表計上額純額	962百万円
退職給付引当金	962百万円

⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	137百万円
利息費用	33百万円
期待運用収益	▲17百万円
数理計算上の差異の費用処理額	▲49百万円
過去勤務費用の費用処理額	▲26百万円
合計	77百万円

⑥ 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	67%
年金保険投資	22%
現金及び預金	3%
一般勘定	8%
合計	100%

⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する

多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	2.55%
長期期待運用収益率	0.75%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金55百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、396百万円となっています。

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	272百万円
賞与引当金	20百万円
賞与対応未払社会保険料	3百万円
未払事業税	7百万円
未収利息	4百万円
組合員組織助成金	1百万円
資産除去債務	4百万円
役員退職慰労引当金	6百万円
減価償却(減損損失分)	97百万円
年度未賞与及び未払社会保険料	12百万円
土地(減損損失分)	192百万円
減価償却(借地土盛費用)	24百万円
その他有価証券評価差損	1,207百万円
その他	71百万円
繰延税金資産小計	1,927百万円
評価性引当額	▲1,845百万円
繰延税金資産合計(A)	81百万円
繰延税金負債	
全農適格合併みなし配当	▲0百万円
固定資産過大計上額(資産除去債務)	▲3百万円
繰延税金負債合計(B)	▲4百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	77百万円

(2) 法定実効税率と法人税負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲3.4%
住民税均等割額	4.5%
過年度法人税等追徴額	3.5%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	▲0.3%
評価性引当額の増減	▲52.1%
機械等取得による税額控除	▲0.3%
その他	89.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	72.2%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年2月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.6%から28.3%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1百万円、法人税等調整額は1百万円減少しております。また、再評価に係る繰延税金負債は28百万円増加し、土地再評価差額金は同額減少しております。

10. 収益認識に関する注記

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

11. その他の注記**(1)「資産除去債務に関する会計基準」に基づく注記****① 当該資産除去債務の概要**

当組合の施設の一部は、設置の際に土地所有者との不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は30年、割引率は0.7%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	14百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
時の経過による調整額	0百万円
<u>資産除去債務の履行による減少額</u>	<u>一百万円</u>
期末残高	14百万円

④ 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、建物等の施設に関して、不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該建物等の施設は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積ることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

(2) 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は1,050百万円です。

9. 連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	0	0
2 資本剰余金増加高	—	—
資本準備金の積立による増加	—	—
3. 資本剰余金減少高	—	—
資本準備金の取崩による減少	—	—
4. 資本剰余金期末残高	0	0
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	6,928	7,215
2. 利益剰余金増加高	371	198
当期剰余金	338	174
土地再評価差額金の取崩による増加	33	23
3. 利益剰余金減少額	85	96
支払配当金	85	96
4. 連結剰余金期末残高	7,215	7,317

10. 農協法に基づく開示債権

農協法に基づく開示債権は、子会社において農協法に基づく開示債権がないため、当組合単体の農協法に基づく開示債権と同額です。

11. 連結事業年度の事業別経常収益等

(単位:百万円)

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度
信用事業	事業収益	2,531	2,971
	経常利益	2,227	2,330
	資産の額	323,495	314,926
共済事業	事業収益	1,273	1,278
	経常利益	1,208	1,211
	資産の額	13	25
農業関連事業	事業収益	8,511	8,864
	経常利益	1,540	1,614
	資産の額	4,145	4,495
その他事業	事業収益	3,068	2,700
	経常利益	1,222	1,085
	資産の額	141	168
計	事業収益	15,384	15,815
	経常利益	6,198	6,242
	資産の額	327,796	319,615

連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和8年1月末における連結自己資本比率は、15.42%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	常陸農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,351百万円(前年度7,148百万円)

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	14,200	14,310
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,148	7,351
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	7,215	7,075
うち、外部流出予定額(△)	96	—
うち、上記以外に該当するものの額	▲ 65	115
コア資本に算入される評価・換算差額等	▲ 491	—
うち、退職給付に係るものの額	▲ 491	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	1	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4	3
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	4	3
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額(イ)	13,715	14,314
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	18	22
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	18	22
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—

項 目	令和6年度	令和7年度
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	18	22
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	14,188	14,291
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	91,903	90,591
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	11,920	2,086
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	103,824	92,678
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.67%	15.42%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
- 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。
- 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,229	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	14,636	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	6,484	—	—
外国の中央政府等以外の公共部 門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	644	128	5
金融機関及び第一種金融商品取 引業者向け	233,742	46,748	1,869
法人等向け	7,229	3,294	131
中小企業等向け及び 個人向け	8,161	2,650	106
抵当権付住宅ローン	14,466	2,988	119
不動産取得等事業向け	1,204	1,154	46
三月以上延滞等	117	37	1
取立未済手形	30	6	0
信用保証協会等保証付	35,215	3,504	140
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	1,789	1,789	71
(うち出資等のエクスポージャー)	1,789	1,789	71
(うち重要な出資のエクスポ ージャー)	—	—	—
上記以外	19,844	29,599	1,183
(うち他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象普通出 資等及びその他外部TLAC関 連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー)	6,539	16,349	653
(うち特定項目のうち調整項目に 算入されない部分に係るエク スポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るそ の他外部TLAC関連調達手段に 関するエクスポージャー)	—	—	—

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いない他の金融機関等に係るそ の他外部TLAC関連調達手段 に係る5%基準額を上回る部分 に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポー ジャー)	13,304	13,249	529
証券化	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—
(うち非STC適用分)	—	—	—
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用さ れるエクスポージャー	200	0	0
(うちルックスルー方式)	200	0	0
(うちマンドート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達 手段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポー ジャー別計	344,997	91,903	3,676
CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	344,997	91,903	3,676
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 〈基礎的手法〉	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額 a	11,920	所要自己資本額 b=a×4% 476
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計 a	103,824	所要自己資本額 b=a×4% 4,152

(注)

- 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金
融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
- 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に
かかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
〈オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)〉
粗利益(正の値の場合に限る)×15%の直近3年間の合計額
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数 ÷ 8%

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位:百万円)

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	1,208	—	—
我が国の中央政府及び 中央銀行向け	15,801	—	—
外国の中央政府及び 中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	8,429	—	—
外国の中央政府等以外の公共部 門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	1,037	207	8
金融機関、第一種金融商品取引業 者及び保険会社向け	223,793	44,803	1,792
（うち第一種金融商品取引業者 及び保険会社向け）	501	100	4
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを 含む。)	7,058	3,039	121
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向け及び 個人向け	12,190	5,717	228
（うちトランザクター向け）	2	1	0
不動産関連向け	14,471	3,341	133
（うち自己居住用不動産等向け）	13,490	2,781	111
（うち賃貸用不動産向け）	980	559	22
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関 連向けを除く。)	153	92	3
自己居住用不動産等向けエク スポージャーに係る延滞	16	12	0
取立未済手形	52	10	0
信用保証協会等による保証付	35,006	3,483	139
株式会社地域経済活性化支援機 構等による保証付	—	—	—
株式等	1,243	1,243	49
共済約款貸付	—	—	—
上記以外	18,011	28,640	1,145
（うち重要な出資のエクスポ ージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象普通出 資等及びその他外部TLAC関 連調達手段に該当するもの以外 のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本 調達手段に係るエクスポ	6,539	16,349	653

(単位:百万円)

信用リスク・アセット		令和7年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	546	1,365	54
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	10,924	10,924	436
	証券化	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	200	0	0
	(うちルックスルー方式)	200	0	0
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	338,675	90,591	3,623
	CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	338,675	90,591	3,623
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
		2,086		83
	所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
		92,678		3,707

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:百万円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,086
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	83
BI	1,390
BIC	166

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの令和7年2月1日から令和8年1月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年5月29日
常陸農業協同組合
代表理事組合長 秋山 豊

信用リスクに関する事項

リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 15)をご参照ください。

標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R & I)
株式会社日本格付研究所(J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(M o o d y ' s)
S & P グローバル・レーティング(S & P)
フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

(イ)リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

信用リスクに関するエクスポージャー(地域別,業種別,残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:百万円)

	令和6年度				令和7年度				
	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残 高	うち貸出 金等	うち債券	三月以上 延滞エク スポー ジャー	信用リスク に関するエ クスポー ジャーの残 高	うち貸出 金等	うち債券	延滞エク スポー ジャー	
国内	344,797	67,355	24,411	117	338,475	68,432	26,216	169	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別残高計	344,797	67,355	24,411	117	338,475	68,432	26,216	169	
法人	農業	198	198	—	—	192	192	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	296	1	295	—	796	0	795	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	689	88	600	—	701	0	701	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,604	—	1,604	—	1,604	—	1,604	—
	運輸・通信業	1,303	—	1,303	—	1,314	—	1,314	—
	金融・保険業	242,370	—	2,904	—	233,136	—	2,704	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,001	577	439	—	2,024	341	439	—
	日本国政府・地方公共団体	21,770	4,507	17,262	—	25,263	6,606	18,656	—
	上記以外	16	16	—	—	37	37	—	—
個人	61,965	61,965	—	117	61,252	61,252	—	169	
その他	11,579	—	—	—	12,150	—	—	—	
業種別残高計	344,797	67,355	24,411	117	338,475	68,432	26,216	169	
1年以下	232,445	674	100		222,992	439	401		
1年超3年以下	2,518	1,215	1,302		3,532	2,031	1,500		
3年超5年以下	4,047	2,805	1,241		4,487	2,791	1,696		
5年超7年以下	3,518	2,670	847		2,905	1,900	1,005		
7年超10年以下	5,608	2,612	2,996		7,560	3,480	4,079		
10年超	74,785	56,863	17,922		74,660	57,127	17,532		
期限の定めのないもの	21,872	513	—		22,336	661	—		
残存期間別残高計	344,797	67,355	24,411		338,475	68,432	26,216		

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度				令和7年度					
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	4	—	0	4	4	3	—	4	3
個別貸倒引当金	135	121	4	131	121	121	73	38	82	73

業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

区 分	令和6年度						令和7年度					
	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金 償却	期首 残高	期中 増加 額	期中減少額		期末 残高	貸出 金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内	135	121	4	131	121		121	73	38	82	73	
国 外	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
地域別計	135	121	4	131	121		121	73	38	82	73	
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱 供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲 食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	日本国政府・地 方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	135	121	4	131	121	4	121	73	38	82	73	—
業種別計	135	121	4	131	121	4	121	73	38	82	73	—

(注)貸出金償却額は個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺前の金額を記載しております。

信用リスク・アセット残高内訳表

[令和7年度]

(単位:百万円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	1,208	—	1,208	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	15,801	—	15,801	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	8,429	—	8,429	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10～20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	1,037	—	1,037	—	207	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	223,793	—	223,793	—	44,803	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	501	—	501	—	100	20
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	7,058	—	7,058	—	3,039	43
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	12,180	101	11,836	10	5,717	48
（うちトランザクター向け）	45	—	26	—	2	1	45
不動産関連向け	20～150	14,471	—	14,421	—	3,341	23
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	13,490	—	13,488	—	2,781	21
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	980	—	932	—	559	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	83	0	83	0	92	111
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	12	—	12	—	12	100
取立未済手形	20	52	—	52	—	10	20
信用保証協会等による保証付	0～10	35,006	—	34,835	—	3,483	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	1,243	—	1,243	—	1,243	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—
上記以外	100～1250	18,011	—	18,011	—	28,640	159
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—

(単位:百万円)

[令和7年度]

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	6,539	—	6,539	—	16,349	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	546	—	546	—	1,365	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	10,924	—	10,924	—	10,924	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	200	—	200	—	0	0
未決済取引	—					—	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	—					—	
合計 (信用リスク・アセットの額)	—					90,591	

(注)最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を実施した後のエクスポージャーの額

[令和7年度]

(単位:百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	15,801	—	—	—	—	—	15,801						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	8,429	—	—	—	—	—	—	8,429					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方三公社向け	—	—	1,037	—	—	—	—	1,037					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	223,470	261	—	61	—	—	—	0	223,793				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	501	—	—	—	—	—	—	—	501				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	1,801	5,056	200	—	—	—	—	—	0	7,058			
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
株式等	—	—	—	1,243	—	—	—	—	—	1,243			
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	2	809	1,477	9,556	11,846								
(うちトランザクター向け)	2	—	—	—	2								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	1,980	—	—	532	—	—	—	—	—	—	—	10,974	13,488
うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	932	—	—	—	—	—	0	932
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	60%	その他	合計										
不動産関連向け	—	—	—										
うちその他不動産関連向け	—	—	—										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け	—	—	—	—									
うちADC向け	—	—	—	—									
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	13	37	32	0	83								
自己居住用不動産等向け	—	12	—	—	12								
エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	1,208	—	—	—	—	1,208							
取立未済手形	—	—	52	—	—	52							
信用保証協会等による保証付	—	34,832	—	—	—	34,832	3						
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—						
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—						

(注)最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位:百万円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リ 勘 ス 案 後 削 減 効 果	リスク・ウェイト0%	—	23,196	23,196
	リスク・ウェイト2%	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	35,045	35,045
	リスク・ウェイト20%	1,302	253,957	255,260
	リスク・ウェイト35%	—	680	680
	リスク・ウェイト50%	5,344	178	5,523
	リスク・ウェイト75%	—	1,973	1,973
	リスク・ウェイト100%	—	16,561	16,561
	リスク・ウェイト150%	—	15	15
	リスク・ウェイト250%	—	6,539	6,539
	その他	—	—	—
	リスク・ウェイト1250%	—	—	—
計	6,647	338,149	344,797	

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化 エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
- 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
- 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:百万円)

リスク・ウェイト 区分	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果 適用前エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削 減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	307,564	—	—	307,106
40%～70%	6,425	26	10%	6,379
75%	1,031	67	10%	1,010
80%	—	—	—	—
85%	2,536	—	—	2,523
90%～100%	1,546	—	—	1,527
105%～130%	—	—	—	—
150%	32	0	10%	32
250%	1,243	—	—	1,243
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	8	10%	1
合計	320,380	102	10%	319,824

(注)

最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、JAのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 125)をご参照ください。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:百万円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	220	—	—
中小企業等向け及び個人向け	85	5,831	—
抵当権付住宅ローン	—	13,767	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	22	28	—
合計	328	19,628	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位:百万円)

	令和7年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	86	6,938	—
自己居住用不動産等向け	—	12,929	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	86	19,868	—

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はございません。

CVAリスクに関する事項

該当する取引はございません。

マーケット・リスクに関する事項

当連結グループは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 15)をご参照ください。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。JAのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(P. 129)をご参照ください。

出資等または株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	8,329	534	8,329	8,329
合計	8,329	534	8,329	8,329

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	200	200
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、JAの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。JAの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容(P. 132)をご参照ください。

金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,320	1,742	138	221
2	下方パラレルシフト	—	—	62	0
3	スティープ化	1,666	1,963		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	442	582		
7	最大値	1,666	1,963	138	221
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	13,849		13,849	

法定開示項目掲載ページ一覧

農協法による開示基準対比での掲載ページは以下のとおりです。

【単体情報】

＜法定開示項目（農業協同組合施行規則第204条関係）＞

開示基準項目	掲載ページ
1. 概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	41
○理事及び監事の氏名及び役職名	43
○会計監査人の名称	50
○事務所の名称及び所在地	47
○特定信用事業代理業者に関する事項	50
2. 主要な業務の内容	26
3. 主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	5
○直近の5事業年度における主要な業務の概況	87
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	87
・経常利益又は経常損失	87
・当期剰余金又は当期損失金	87
・出資金及び出資口数	87
・純資産額	87
・総資産額	87
・貯金等残高	87
・貸出金残高	87
・有価証券残高	87
・単体自己資本比率	87
・剰余金の配当の金額	87
・職員数	87
○直近の2事業年度における事業の概況	
＜主要な業務の指標＞	
・事業粗収益及び事業粗利益率	87
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	87
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利息や	88
・受取利息及び支払利息の増減	88
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	89
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	89
＜貯金に関する指標＞	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	91
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	91
＜貸出金等に関する指標＞	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	92
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	92
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	93
・用途別の貸出金残高	94
・主要な農業関係の貸出実績	95
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	94
・貯貸率の期末値及び期中平均値	89
＜有価証券に関する指標＞	
・商品有価証券の種類別の平均残高	97
・有価証券の種類別の残存期間別の残高	98
・有価証券の種類別の平均残高	97
・貯証率の期末値及び期中平均値	89

開示基準項目	掲載ページ
4. 業務の運営に関する事項	
○リスク管理の体制	15
○法令遵守の体制	18
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	12
○次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項	
＜指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合＞	
・手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称	22
5. 組合の直近2事業年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書	52,54,84
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	96
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	96
○自己資本の充実の状況	
＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞	
●定性的開示事項	
・自己資本調達手段の概要	24
・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	24
・信用リスクに関する事項	116～124
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	125
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	128
・証券化エクスポージャーに関する事項	128
・CVAリスクに関する事項	128
・マーケット・リスクに関する事項	128
・オペレーショナル・リスクに関する事項	128
・出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	129
・金利リスクに関する事項	132
●定量的開示事項	
・自己資本の構成に関する事項	109
・自己資本の充実度に関する事項	111
・信用リスクに関する事項	116～124
・信用リスク削減手法に関する事項	125
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	128
・証券化エクスポージャーに関する事項	128
・出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	129～130
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	111,131
・金利リスクに関する事項	132
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	99
・金銭の信託	99
・デリバティブ取引	99
・金融等デリバティブ取引	99
・有価証券関連店頭デリバティブ取引	99
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	90
○貸出金償却の額	90
○会計監査人の監査	86

【連結情報(組合及び子会社等)】

<法定開示項目(農業協同組合施行規則第205条関係)>

開示基準項目	掲載ページ
1. 組合及びその子会社等の概況	
○主要な事業の内容及び組織の構成	135
○組合の子会社等に関する事項	135
・名称	135
・主たる営業所又は事務所の所在地	135
・資本金又は出資金	135
・事業の内容	135
・設立年月日	135
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	135
・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	135
2. 組合及びその子会社等の主要な業務	
○直近の事業年度における事業の概況	136
○直近の5連結会計年度における主要な業務の概況	136
・経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	136
・経常利益又は経常損失	136
・当期利益又は当期損失	136
・純資産額	136
・総資産額	136
・連結自己資本比率	136
3. 直近の2連結会計年度における財産の状況	
○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	137,139,171
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	171
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
・危険債権	
・三月以上延滞債権	
・貸出条件緩和債権	
・正常債権	
<自己資本の充実の状況に関する開示項目>	
●定性的開示項目	
・連結の範囲に関する事項	135
・自己資本調達手段の概要	172
・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要	175
・信用リスクに関する事項	181~188
・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	189
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	191
・証券化エクスポージャーに関する事項	191
・CVAリスクに関する事項	191
・マーケット・リスクに関する事項	191
・オペレーショナル・リスクに関する事項	191
・出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	192
・金利リスクに関する事項	193
●定量的開示項目	
・自己資本の構成に関する事項	173
・自己資本の充実度に関する事項	175
・信用リスクに関する事項	181~188
・信用リスク削減手法に関する事項	189
・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	191
・証券化エクスポージャーに関する事項	191
・出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	192
・リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額	175,193
・金利リスクに関する事項	193
○事業の種類ごとの経常収益の額、経常利益の額及び資産の額	171